

(仮称) 須賀川・玉川風力発電事業

環境影響評価方法書についての 意見の概要と事業者の見解

平成 31 年 4 月

日立サステナブルエナジー株式会社

目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	2
(4) 縦覧期間	3
(5) 縦覧者数	3
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	4
(1) 公告の日及び公告方法	4
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	4
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	4
(1) 意見書の提出期間	4
(2) 意見書の提出方法	4
(3) 意見書の提出状況	5
第2章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解	6
1. 環境の保全の見地からの意見	6

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及び要約書を公告の日から起算して約1月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

平成31年1月24日（木）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告（別紙1参照）

下記日刊紙に「公告」を掲載した。

・平成31年1月24日（木）付 福島民友新聞社、福島民報社の全県版

※平成31年1月27日（日）～2月12日（火）に開催する説明会についての公告を含む。

② 地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

下記広報誌に「お知らせ」を掲載した。

・広報ひらた No.723（平成31年1月10日発行）（別紙2-1参照）

・ひらた行政だより 第273号（平成31年1月25日発行）（別紙2-2～2-3参照）

③ インターネットによるお知らせ

平成31年1月24日（木）又はそれ以降から、下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

・須賀川市 ウェブサイト（別紙3-1参照）

<http://www.city.sukagawa.fukushima.jp/>

・日立サステナブルエナジー ホームページ（別紙3-2参照）

<http://www.hitachi-capital.co.jp/hitachi-sustainable-energy/>

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎の福島県内にて9箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を行った。

① 関係自治体庁舎での縦覧

- ・福島県庁生活環境部環境共生課(西庁舎8階)(別紙4参照)

福島県福島市杉妻町2-16

- ・郡山市役所(別紙4参照)

福島県郡山市朝日一丁目23-7

- ・郡山市田村行政センター(別紙4参照)

福島県郡山市田村町岩作字穂多礼72番地

- ・須賀川市役所環境課(別紙4参照)

福島県須賀川市八幡町135番地

- ・須賀川市小塩江公民館(別紙4参照)

福島県須賀川市塩田中丸木85

- ・須賀川市大東公民館(別紙4参照)

福島県須賀川市小作田字湯名塚8-1

- ・玉川村役場総務課(別紙4参照)

福島県石川郡玉川村大字小高字中畷9

- ・玉川村須釜支所(別紙4参照)

福島県石川郡玉川村大字小高字中畷9

- ・平田村役場住民課(別紙4参照)

福島県石川郡平田村大字永田字切田116番地

② インターネットの利用による縦覧

- ・日立サステナブルエナジー ホームページ

<http://www.hitachi-capital.co.jp/hitachi-sustainable-energy/>

(4) 縦覧期間

- ・縦覧期間：平成31年1月24日（木）から平成31年2月25日（月）まで
（土・日曜日、祝日を除く。）
- ・縦覧時間：午前8時30分～午後5時15分
- ・電子縦覧：平成31年1月24日（木）から平成31年2月25日（月）
午前0時まで

なお、インターネットの利用による縦覧については、電子縦覧の期間、常時アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（記名者数）は0名であった。

（内訳）福島県庁生活環境部環境共生課	0名
郡山市役所	0名
郡山市田村行政センター	0名
須賀川市役所環境課	0名
須賀川市小塩江公民館	0名
須賀川市大東公民館	0名
玉川村役場総務課	0名
玉川村須釜支所	0名
平田村役場住民課	0名

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、環境影響評価方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

(別紙1、別紙2、別紙3参照)

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・ 東山ふれあいホーム(須賀川市小倉桐久保 19)

開催日時：平成31年(2019年)1月27日(日) 13:00~14:20

来場者数：13名

- ・ 熊谷ヨシオ氏宅(須賀川市上小山田字山小屋 207)

開催日時：平成31年(2019年)2月7日(木) 18:00~19:00

来場者数：10

- ・ 四辻新田農業研修所(石川郡玉川大字四辻新田字村中 131-2)

開催日時：平成31年(2019年)2月10日(日) 13:00~14:00

来場者数：7名

- ・ 平田村中央公民館(石川郡平田村永田字切田 158-5)

開催日時：平成31年(2019年)2月12日(日) 18:00~21:30

来場者数：6名

- ・ 二瀬地域公民館(郡山市田村町栃本字市穀 4-2)

開催日時：2月10日(日) 18:00~20:00

来場者数：0名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

平成31年1月24日(木)から平成31年3月11日(月)まで

(郵送の受付は当日消印まで有効とした。)

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

- ① 縦覧場所に設置した意見書箱への投函
- ② 日立サステナブルエナジー株式会社への書面の郵送、FAX 及び電子メール

(3) **意見書の提出状況**

合計 24 名の方から、24 通の意見書が提出された。

第 2 章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第 8 条の規定に基づく環境影響評価方法書について、環境の保全の見地から提出された意見は 95 件であった。方法書についての意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

1. 環境の保全の見地からの意見

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書）

神奈川県在住

No.	質問指摘事項等	事業者の見解
1	<p>■コウモリ類について</p> <p>コウモリは夜間にたくさんの昆虫を捕食するので、生態系の中で重要な役割を持つ動物である。また害虫を食べるので、人間にとって、非常に役に立つ益獣である。しかし風力発電施設では、バットストライクが多数生じている。NEDO の報告(*)によれば、実態把握サイト（風力発電施設 10 サイト）におけるコウモリ類の推定死亡数は年間 502.8 個体であり、これは鳥類の年間推定死亡数（257.6 羽）のおよそ 2 倍になる。コウモリ類の出産は年 1~2 頭程度と、繁殖力が極めて低いため、死亡率のわずかな増加が、地域個体群へ重大な影響を与えるのは明らかである。国内では今後さらに風車が建設される予定であり、コウモリ類について累計的な影響が強く懸念される。これ以上風車で益獣のコウモリを殺さないでほしい。</p> <p>*平成 28 年度～平成 29 年度成果報告書 風力発電等導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事業 環境アセスメント迅速化研究開発事業（既設風力発電施設等における環境影響実施把握 I 報告書）P213. NEDO, 2018.</p>	<p>コウモリ類については、専門家から助言を頂きつつ、現地調査を実施するとともに環境影響に関する予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討いたします。</p>
2	<p>■コウモリ類の保全措置として「稼働制限」を実施して欲しい</p> <p>国内では、すでに多くの風力発電事業者が、コウモリ類の保全措置としてフェザリングやカットイン風速を調整するなどの稼働制限を行うことを表明した。大変すばらしいことだと思う。是非、本事業者も検討してほしい。ただし保全措置は事業者の主観ではなく、現地調査結果及び予測結果を踏まえるべきである。</p>	<p>調査、予測及び評価の結果を踏まえ、専門家の助言を頂きながら、環境保全措置を検討いたします。</p>
3	<p>■コウモリ類について</p> <p>事業者は重要種以外のコウモリについて影響予測や保全をしないようだが「重要種以外のコウモリは死んでも構わない」と思っているのか？日本の法律ではコウモリを殺すことは禁じられているはずだが、本事業者は「重要種以外のコウモリ」について、保全措置をとらずに殺すつもりか？</p>	<p>調査、予測及び評価の結果を踏まえ、専門家の助言を頂きながら、重要種以外の種についても環境保全措置を検討していきたいと考えております。</p>
4	<p>■バットストライクの予測は定量的に行うこと</p> <p>事業者が行う P277「バットディテクターによる高度別飛翔状況の記録（自動録音バットディテクターによる調査）」は定量調査であり、予測手法（解析ソフト）もすでに実在する（例えば「WINDBAT」http://www.windbat.techfak.fau.de/index.shtml）。よって、バットストライクの予測を「定量的」に行い客観的数値で示すこと。</p>	<p>コウモリ類については、専門家から助言を頂きつつ、現地調査を実施するとともに環境影響に関する予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討いたします。</p>

5	<p>■「バットストライクに係る予測手法」について経済産業大臣に技術的な助言を求めること</p> <p>「既に得られている最新の科学的知見」によれば、バットストライクに係る調査・予測手法は欧米では確立されている技術である。しかしながら日本国内では、ブレード回転範囲におけるコウモリ類の調査が各地で行われながらも、「当該項目について合理的なアドバイスを行えるコウモリ類の専門家」の絶対数は少なく、適切な調査・予測及び評価を行えない事業者が散見される。事業者がヒアリングしたコウモリ類の専門家について、仮に「地域のコウモリ相について精通」していたとしても、「バットストライクの予測」に関しては、必ずしも適切なアドバイスができるとは限らない。仮に事業者が「コウモリ類の予測は定量的にできない」と主張する場合は、環境影響評価法第十一条第2項に従い、経済産業大臣に対し、「バットストライクに係る予測手法」について「技術的な助言を記載した書面」の交付を求めること。</p>	<p>コウモリ類については、専門家から助言を頂きつつ、現地調査を実施するとともに環境影響に関する予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討いたします。</p>
6	<p>■専門家へのヒアリング年月日が記載されていない。</p> <p>専門家ヒアリングは適切な時期に実施すべきだが、年月日が記載していなければ適切な時期にヒアリングを実施したのか閲覧者は判断できない。よってヒアリング年月日を記載するべきではないのか。</p>	<p>専門家へのヒアリング年月日については、準備書において記載いたします。</p>
7	<p>■コウモリの音声解析について</p> <p>コウモリの周波数解析（ソナグラム）による種の固定は、国内ではできる種とできない種がある。図鑑などの文献にあるソナグラムはあくまで参考例であり、実際は地理的変異や個体差、ドップラー効果など声の変化する要因が多数あるため、専門家でも音声による種の同定は慎重に行う。仮に種の同定を誤れば、当然ながら誤った予測評価につながるだろう。よって、無理に種名を確定しないで、グループ（ソナグラムの型）に分けて利用頻度や活動時間を調査するべきである。</p>	<p>同定ができない種については、グループ（ソナグラムの型）に分けて利用頻度や活動時間を整理いたします。</p>
8	<p>■コウモリの音声録音について</p> <p>捕獲によって攪乱が起こるので、自動録音調査と捕獲調査は、同日に行うべきではない（捕獲調査日の録音データは使用しないこと）</p>	<p>捕獲調査日の録音データは除外いたします。</p>
9	<p>■コウモリの捕獲調査について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コウモリ類について配慮のかけた不適切な捕獲を行う業者がいる。よってコウモリの捕獲及び許可申請の際には必ず「コウモリ類の専門家」の指導をうける（うけさせる）べきだ。 ・6月下旬～7月中旬はコウモリ類の出産哺育期にあたるため、捕獲調査を避けるべきではないのか。 ・ハーブトラップは高空を飛行するコウモリを捕獲できないので、カスミ網も併用するべきではないか。 ・捕獲したコウモリは、麻酔をせずに、種名、性別、年齢、体重、前腕長等を記録し、すみやかに放獣するべきではないか。 ・捕獲個体やねぐらに残した幼獣への影響が大きいので、ハーブトラップは、かならず夜間複数回見回るべきだ（夕方設置して、見回りもせずに朝方回収などというのを絶対に行わないこと）。 ・捕獲した個体を持ち帰り飼育をしないこと。 ・捕獲した個体を素手で扱わないこと。 ・冬眠中の個体を絶対に覚醒させないこと。 ・冬眠中の個体を絶対に捕獲しないこと。 	<p>捕獲調査については、専門家に調査計画を確認して頂き、調査に関する指導を受けた上で実施いたします。</p> <p>なお、捕獲調査を行う際には、個体への影響がないよう実施いたします。</p>
10	<p>■P282 バットディテクターによる高度別調査地点について</p> <p>バットディテクターによる高度別調査地点が2か所のみであるが、その根拠を述べよ。「利用頻度を比較する」つもりならば、すべての風力発電機設置位置（8箇所）において日没前から日の出まで自動録音調査をするべきではないのか。</p>	<p>コウモリ類については、専門家から助言を頂きつつ、現地調査を実施するとともに環境影響に関する予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討いたします。</p>
11	<p>■バットディテクターによる調査時間について</p> <p>バットディテクターによる調査時間の記載がない。日没1時間から、日の出1時間後まで録音すること。</p>	<p>踏査によるバットディテクター調査は日没から3時間程度を目安に、専門家に助言を頂きつつ調査を実施いたします。</p> <p>なお、風況ボールを使用した調査については、4月～11月に日没1時間前から日の出後1時間を自動録音する仕様で実施する予定です。</p>

12	<p>■バットディテクターによる調査について</p> <p>バットディテクターの探知距離は短く、地上から高空、つまりブレードの回転範囲の音声はほとんど探知できない。よって準備書には使用するバットディテクターの探知距離とマイクの設置方向（上向きか下向きか）を記載すること。</p> <p>なお「仕様に書いていない（ので分からない）」などと回答をする事業者がいたが、バットディテクターの探知距離は影響予測をする上で重要である。わからなければ自分でテストして調べること。</p>	<p>ご指摘の事項については準備書に記載する予定です。</p>
13	<p>■「回避」と「低減」の言葉の定義について</p> <p>事業者とその委託先のコンサルタントにあらかじめ指摘しておく。事業者らは「影響の回避」と「低減」の言葉の定義を本当に理解しているだろうか。</p> <p>事業者らは、コウモリ類への保全措置として「ライトアップをしない」ことを掲げるはずだが、「ライトアップをしない」ことは影響の『回避』措置であり、『低減』措置ではない。「ライトアップしないこと」により「ある程度バットストライクが『低減』された事例」は、これまでのところ一切報告がない。</p>	<p>コウモリ類の環境保全措置については、調査結果を踏まえ、専門家の助言を頂きながら検討する予定です。</p>
14	<p>■回避措置（ライトアップの不使用）について</p> <p>ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。</p> <p>これについて事業者は「ライトアップをしないことにより影響はある程度低減できると思う」などと主張すると思うが、「ある程度は低減できると思う」という主張は事業者の主観に過ぎない。</p>	<p>本書には「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」といった内容の記載はございません。</p> <p>また、コウモリ類への影響については、調査、予測及び評価の結果をもとに、専門家の助言を頂きつつ、適切な環境保全措置を検討いたします。</p>
15	<p>■回避措置（ライトアップアップの不使用）について</p> <p>ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。これは事実だ。昆虫類はライトだけでなくナセルから発する熱にも誘引される。またナセルの隙間、ブレードの回転音、タワー周辺の植生や水たまりなどコウモリ類が誘引される要因は様々であることが示唆されている。</p> <p>つまりライトアップは昆虫類を誘引するが、だからといって「ライトアップをしないこと」により「コウモリ類の誘引を完全に『回避』できるわけではない。完全に『回避』できないのでバットストライクという事象、つまり「影響」が発生している。アセスメントでは影響が『回避』できなければ『低減』するのが決まりである。よってコウモリ類について影響の『低減』措置を追加する必要がある。</p>	<p>本書にはライトアップ不使用によるコウモリ類の環境保全措置についての記載はございません。</p> <p>また、コウモリ類への影響については、調査、予測及び評価の結果をもとに、専門家の助言を頂きつつ、適切な環境保全措置を検討いたします。</p>
16	<p>■コウモリ類の保全措置（回避）について</p> <p>樹林内に建てた風車や、樹林（林縁）から200m以内に建てた風車は、バットストライクのリスクが高いことが、これまでの研究でわかっている。低空（林内）を飛翔するコウモリでさえ、樹林（林縁）から200m以内ではバットストライクのリスクが高くなる。よって、風力発電機は樹林から200m以上離すこと。</p>	<p>コウモリ類については、専門家から助言を頂きつつ、現地調査を実施するとともに環境影響に関する予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討いたします。</p>
17	<p>■「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない</p> <p>「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」には「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない。同手引きのP3-110～111には「カットイン風速をあげることで、衝突リスクを低下させることができる」と書いてある。研究では「カットインをあげること」がバットストライクを低減する効果があることが「すでに」判明している。(Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher, 2010)</p>	<p>本書には「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」といった内容の記載はございません。</p> <p>また、今後の調査、予測及び評価の結果をもとに、専門家の助言を頂きつつ、適切な環境保全措置を検討いたします。</p>

18	<p>■コウモリ類の保全措置について</p> <p>事業者は「環境影響を可能な限り回避・低減すべく環境保全措置を実施する」つもりが本当にあるのだろうか？既存資料によれば、樹林から200mの範囲に風車を建てないこと（回避措置）、『カットイン風速を限られた期間と時間帯に高く設定すること（低減措置）』がコウモリの保全措置として有効な方法であることがわかっている。この方法は、事業者が「実施可能」かつ「適切な」、コウモリ類への環境保全措置である。</p>	<p>コウモリ類については、専門家から助言を頂きつつ、現地調査を実施するとともに環境影響に関する予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討いたします。</p>
19	<p>■コウモリ類の保全措置（低減措置）について</p> <p>コウモリの保全措置として、「カットイン風速の値を上げること」が行われている。事業者は、コウモリの活動期間中にカットイン風速を少しだけあげれば、バットストライクの発生を抑えられることを認識しているのか？</p>	<p>コウモリ類については、専門家から助言を頂きつつ、現地調査を実施するとともに環境影響に関する予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討いたします。</p>
20	<p>■コウモリ類の保全措置を「施設の供用開始時から」実施すること</p> <p>上記について事業者は、「国内におけるコウモリの保全事例数が少ないので、（カットイン風速の値を上げる）保全措置は実施しない（事後調査の後まで先延ばしにする）」といった回答をするかもしれないが、環境保全措置は安全側にとること。保全措置は「コウモリを殺すまで」後回しにせず、「コウモリを殺す前」から実施することが重要である。</p>	<p>コウモリ類については、専門家から助言を頂きつつ、現地調査を実施するとともに環境影響に関する予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討いたします。</p>
21	<p>■コウモリ類の保全措置を「施設の供用開始時から」実施すること2</p> <p>そもそも「コウモリに影響があることを知りながら適切な保全措置をとらない」のは、未必の故意、つまり「故意にコウモリを殺すこと」に等しいことを先に指摘しておく。仮に「適切な保全措置を実施しないでコウモリを殺してよい」と主張するならば、自身の企業倫理及び法的根拠を必ず述べるように。</p>	<p>コウモリ類については、専門家から助言を頂きつつ、現地調査を実施するとともに環境影響に関する予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討いたします。</p>
22	<p>■コウモリ類の保全措置を「施設の供用開始時から」実施すること3</p> <p>上記について事業者は「実際に何個体死ぬか仕組みがよくわからないから（適切な保全措置をせずに）事後調査して、本当に死んだらその時点で保全措置を検討する」などと論点をすり替えるかもしれないが、それは「事後調査」という名目の「実証実験」である。身勝手な「実験」でコウモリを殺してはいけない。保全措置とは「コウモリを殺す前」から安全側で実施する行為である。</p>	<p>コウモリ類については、専門家から助言を頂きつつ、現地調査を実施するとともに環境影響に関する予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討いたします。</p>
23	<p>■コウモリ類の保全措置について</p> <p>事業者は目先の利益を優先し、自分たちの子孫につなぐべき生物多様性をとりあげてはいけない。『事後調査でコウモリの死骸を確認したら保全措置を検討する』などという悪質な事業者がいたが、コウモリの繁殖力は極めて低いので、一時的な殺戮が地域個体群へ与える影響は大きい。</p> <p>コウモリの活動期間中に『カットイン風速を少しあげれば』、バットストライクの発生を低減できることはこれまでの研究でわかっている。『ライトアップをしないこと』はバットストライクを『低減する効果』は確認されていない。さらに『事後調査』は『環境保全措置』ではない。</p> <p>『影響があることを予測』しながら『適切な保全措置』をとらないのは、「発電所アセス省令」に違反する。</p>	<p>コウモリ類については、専門家から助言を頂きつつ、現地調査を実施するとともに環境影響に関する予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討いたします。</p>
24	<p>■月2回程度の死骸探索調査など信用できない</p> <p>コウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて3日程度で消失することが明らかとなっている。仮に月2回程度の事後調査で「コウモリは見つからなかった」などと主張しても、科学的な根拠は乏しい。最新の科学的知見に従い、コウモリの保全措置を安全側で実施し、「その上で」科学的かつ透明性の高い事後調査を実施すること。</p>	<p>コウモリ類については、専門家から助言を頂きつつ、現地調査を実施するとともに環境影響に関する予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討いたします。</p>
25	<p>■意見は要約しないこと</p> <p>意見書の内容は、貴社側の判断で要約しないこと。要約することで貴社の作為が入る恐れがある。事業者見解には、意見書を全文公開すること。</p>	<p>意見書は要約せず、全文を公開いたします。</p>

No.	質問指摘事項等	事業者の見解
26	<p>コウモリ類について</p> <p>欧米での風力発電アセスメントにおいて、最も影響を受ける分類群として、コウモリ類と鳥類が懸念されており(バット&バードストライク)、その影響評価等において重点化されている。</p> <p>国内でもすでに風力発電機によるバットストライクが多数起きており、不確実性を伴うものではなく、確実に起きる事象と予測して影響評価を行うべきである。</p> <p>このことを踏まえて環境保全の見地から、本方法書に対して以下の通り意見を述べる。</p> <p>なお、本意見は要約しないこと。</p>	<p>頂いた意見書の全文を記載いたします。</p>
27	<p>1. 方法書においてコウモリ類の生態に精通している専門家にヒアリングを行わなかった理由を述べよ。</p>	<p>ヒアリングについては、福島県内の動物に詳しい専門家を対象に実施しております。</p>
28	<p>2. 捕獲調査時にも、バットディテクターによるコウモリ類の在不在・飛翔状況の記録を取る必要がある。</p>	<p>捕獲調査時にもバットディテクターによる在・不在、飛翔状況の記録を行うようにいたします。</p>
29	<p>3. バットディテクターによる確認(踏査)調査時にサーチライトを併用するべきではない。通常の飛翔行動がディスターブされることは明らかである。</p>	<p>バットディテクターによる確認(踏査)調査時には、サーチライトの使用は控え、コウモリ類の飛翔行動に影響を与えないようにいたします。</p>
30	<p>4. コウモリ類の高度別飛翔状況の記録は、風況観測塔の3カ所で行う必要はない。ブレード回転域とその下方の2カ所で十分である。2カ所のマイク設置高をそれぞれ記載すること。</p>	<p>高度別飛翔状況の記録は、高度10m及び高度50mの2箇所を基本とし、ブレード回転域の下端付近の30mの3箇所に設置する予定です。</p>
31	<p>5. バットディテクターで得られた音声記録の解析に用いる手法を記載すること。</p>	<p>音声記録の解析に用いる手法については、準備書において記載いたします。</p>
32	<p>6. 今後の準備書においてはコウモリ類の研究実績が十分にある者の指導を仰ぎ、コウモリ類についての十分な経験を知識を持った者による適切な調査、予測評価、保全措置が行われることを期待する。</p>	<p>専門家の指導を頂きつつ、コウモリ類について十分な経験と知識を持った者による適切な調査を行うとともに、予測及び評価、環境保全措置の検討を行います。</p>

No.	質問・指摘事項等	事業者の見解
33	<ul style="list-style-type: none"> ・児童養護施設1km圏では影響が心配(0.5kmと1kmの違が不明確) ・騒音、超低周波音、影による人体家畜等への影響が心配 ・生活用水、農業用水への影響が心配 ・風車風切り音や振動による人体への影響が心配 <p>・「桧山高原被害者の会」に事情聴取→眠れない日が続く風車側の窓ガラス交換程度で根本的に解決しない。(2km圏内でも発生している)</p> <p>・風車建設に向けての予測調査は建設後の実態とかけ離れ全国各地で、事後の被害が報告されている</p> <p>※当該風力発電計画の変更計画に再度反対致します。</p> <p>H29-2 玉川村四辻新町区、総会決議内容と同じです</p>	<p>今後の調査、予測及び評価において周辺住民、周辺の自然環境への影響を明確にし、事業計画及び環境保全措置について検討していく予定です。</p>

福島県玉川村在住

No.	質問・指摘事項等	事業者の見解
34	児童養護施設の園長であり、法人の理事長である私は、子どもと職員の健康等を守ることは責務であり、絶対の安心安全が保障されない限り、風車建設には、反対です。	今後の調査、予測及び評価において周辺住民、周辺の自然環境への影響を明確にし、事業計画及び環境保全措置について検討していく予定です。

福島県玉川村在住

No.	質問・指摘事項等	事業者の見解
35	・騒音・低周波音、影による人体、家畜への健康被害が確実にあること。 ・工事による地下水への影響及び土砂災害の恐れがある為、須賀川・玉川風力発電事業に反対します。	今後の調査、予測及び評価において周辺住民、周辺の自然環境への影響を明確にし、事業計画及び環境保全措置について検討していく予定です。

福島県玉川村在住

No.	質問・指摘事項等	事業者の見解
36	人体 家畜による影響が心配で反対します	今後の調査、予測及び評価において周辺住民、周辺の自然環境への影響を明確にし、事業計画及び環境保全措置について検討していく予定です。

福島県玉川村在住

No.	質問・指摘事項等	事業者の見解
37	騒音、低周波音、影による人体、家畜への影響が心配 生活用水、農業用水への影響が心配 樹木の代採等に伴う水害土砂流等が心配 風力発電計画の変更計画に再度反対致します	今後の調査、予測及び評価において周辺住民、周辺の自然環境への影響を明確にし、事業計画及び環境保全措置について検討していく予定です。

福島県玉川村在住

No.	質問・指摘事項等	事業者の見解
38	騒音や低周波による人体、家畜への影響が心配であるため反対する	今後の調査、予測及び評価において周辺住民、周辺の自然環境への影響を明確にし、事業計画及び環境保全措置について検討していく予定です。

福島県玉川村在住

No.	質問・指摘事項等	事業者の見解
39	地区にはデメリットしかないため反対します。	今後の調査、予測及び評価において周辺住民、周辺の自然環境への影響を明確にし、事業計画及び環境保全措置について検討していく予定です。

福島県玉川村在住

No.	質問・指摘事項等	事業者の見解
40	風力発電に反対致します	今後の調査、予測及び評価において周辺住民、周辺の自然環境への影響を明確にし、事業計画及び環境保全措置について検討していく予定です。

福島県玉川村在住

No.	質問・指摘事項等	事業者の見解
41	<ul style="list-style-type: none"> ・低周波音、による影響、民家、などがあるので断固反対します。 ・居住している人が、将来、心ちよく住みたい。 ・環境がかわれば心配事がふえてくる。 <p>住みよい、今までと、かわらない、環境をいじしていくことが孫達への使命である</p> <p>断固反対です。</p>	今後の調査、予測及び評価において周辺住民、周辺の自然環境への影響を明確にし、事業計画及び環境保全措置について検討していく予定です。

福島県玉川村在住

No.	質問・指摘事項等	事業者の見解
42	<ul style="list-style-type: none"> ・これから先の子供、孫達の人体を考えると断固反対です。 ・飲料水、農業用水への影響が心配 ・一生低周波音や風車の振動に悩まされたくない。 ・低周波音や騒音による人体や家畜等への影響が心配である 	今後の調査、予測及び評価において周辺住民、周辺の自然環境への影響を明確にし、事業計画及び環境保全措置について検討していく予定です。

福島県玉川村在住

No.	質問・指摘事項等	事業者の見解
43	<p>(仮称)須賀川、玉川風力発電事業には下記の理由により反対します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風車から発する風切り音や低周波による人体及び精神への健康被害 ・工事による地下水への影響及び土砂災害の恐れ。 ・工事関係者による住民への影響 <p>道路へのゴミのポイ捨てや車の速度超過による住民への恐怖等。</p>	<p>今後の調査、予測及び評価において周辺住民、周辺の自然環境への影響を明確にし、事業計画及び環境保全措置について検討していく予定です。</p> <p>また、道路へのゴミのポイ捨てや車の速度超過が起きないように、工事関係者への指導を徹底いたします。</p>

福島県玉川村在住

No.	質問・指摘事項等	事業者の見解
44	<ul style="list-style-type: none"> ・風車からの低周波や騒音による健康被害。 ・今の生活が出来なくなってしまうかも知れない不安があること。 ・説明があまりにも知らされていなく、はっきりとした判断もなく計画が進んでいる気がします。私は自然が壊されるのは反対です。 	<p>今後の調査、予測及び評価において周辺住民、周辺の自然環境への影響を明確にし、事業計画及び環境保全措置について検討していく予定です。</p>

福島県玉川村在住

No.	質問・指摘事項等	事業者の見解
45	<p>風車から発生する低周波、騒音による健康被害は世界中で人体に有害である事が立証されており居住困難となる可能性が非常に高くなると思われる</p> <p>インターネットなど見るとメリットはなにひとつなくデメリットだけだと出ている事などから発電計画に反対します</p> <p>また一部の人にしか説明がなく多くの区民が知らないという事などから反対する区民が多く出る前に計画を進めようとしているとしか思われない。</p>	<p>今後の調査、予測及び評価において周辺住民、周辺の自然環境への影響を明確にし、事業計画及び環境保全措置について検討していく予定です。</p> <p>住民説明会のお知らせは福島民友新聞社・福島民報新聞社（平成31年1月24日（木））で告知し、周知に努めております。また、準備書においても同様に説明会を開催する予定です。</p>

東京都在住

No.	質問・指摘事項等	事業者の見解
46	<p>環境の保全の見地からの意見</p> <p>当該事業計画は、福島県須賀川市小倉宇東山地区周辺の複数の山稜上で新規の大規模な風力電源開発を進めようとしているものであるが、対象事業実施区域及びその周辺は、元来とても自然豊かで閑静な地域であることから、環境影響評価については、このことを前提として、的確に事前事後の状況を比較して、変化の程度を具体的に明らかにするべきである。</p> <p>計画段階環境配慮書手続きを経て、事業者が当該事業計画が実現した場合に周辺環境に対して発生する環境影響の程度を最大限縮減するよう、計画施設の規模や配置に非常に工夫されたことは、概ね理解できるが、具体的に何のために何をどのように工夫したのか、誰もが見て読んで分かるように、もう少し丁寧に詳解した方が、事業者の努力への理解を得るためにも良かったのではないかと。</p>	<p>対象事業実施区域及びその周辺は、自然豊かで閑静な地域であることを前提とし、適切に調査、予測及び評価を実施して参ります。また、方法書においては、配慮書を踏まえ、環境影響がより低減できるような計画をお示ししました。今後も引き続き、環境影響に配慮した事業計画となるように検討するとともに、準備書以降の記載に当たっては、環境配慮の内容が分かりやすいものとなるように努めます。</p>
46	<p>的確な調査、予測及び評価を実現するためには、あらかじめ関係地域の事情を十全に把握している必要があるが、本環境影響評価方法書の記載には、現在関係地域の方々に「名水」として親しまれている取上峠の湧水や羽山～東山間や蓬田岳～沢又山間に整備されている登山道についての言及がない。また、対象事業実施区域及びその周辺には花崗岩の巨岩が散在し、地下にはその巨大な岩盤が分布していることについても触れられていない。これらは、何れも重要な地形や景観資源、人と自然との触れ合いの活動の場等となっている可能性があるため、関係地域の事情の把握に、より注力すべきである。</p>	<p>重要な地形や景観資源、人と自然との触れ合いの活動の場等については、文献調査等から選定いたしました。また、頂いたご意見についても参考にし、情報の把握に努めてまいります。</p>
47	<p>野生動物の生息に係る赤外線センサーを使った無人撮影機による現地調査については、人の歩道を野生動物も使うことを想定しての装置の設置の仕方については、野生動物があえて人の使う歩道の使用を避ける場合もあり得るので、的確であるか否かを再検討するべきであると考えます。</p> <p>また、対象事業実施区域及びその周辺には、少なからず水辺が散在し他種の両生類が生息している可能性があるため、特に現地調査で卵塊の探索をすることにより、当該地域での両生類の生息状況を、より精確に把握することが重要であり、そのために必要な調査手法、調査地点の追加の検討を加え、その結果を踏まえて、このことに係る調査、予測及び評価の計画を追加するべきである。</p>	<p>文献調査及び学識経験者へのヒアリング結果をもとに調査方法を検討いたします。</p>

48	<p>景観については、ドイツのメーカーの風力発電機の意匠をそのまま採択するのは、安易に過ぎるのではないか。より日本の長閑な地域の人々の感性に馴染みやすいものことなるよう工夫するべく、複数の色や微妙な部分の形状の違いによる見え方や感じ方の比較検討を実施し、その結果を踏まえて、限られた範囲に限ったとしても、より関係地域の人々に受け容れられ易いような風力発電機の意匠の開発に努めるべきである。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>風力発電機の形状は、風を受けて回転する動力を得るために最適な形状となっております。色については、周辺の環境になじみやすい色になるように検討していく予定です。</p>
----	---	---

福島県須賀川市在住

No.	質問・指摘事項等	事業者の見解
49	<p>あまりにも風車が近くて、どんな影響が起こるのか心配です。 当社では、この事業に対して反対します</p> <p>①従業員の健康被害 ②当社で養殖をしている釣用活き餌にもどんな影響が起こるのか心配 ③風車建築による自然破壊、環境破壊 ④木々の伐採による鉄砲水や山崩れ</p> <p>いずれにしても反対です。</p> <p style="text-align: right;">2019年3月11日</p>	<p>今後の調査、予測及び評価において周辺住民、周辺の自然環境への影響を明確にし、事業計画及び環境保全措置について検討していく予定です。</p>

福島県玉川村在住

No.	質問・指摘事項等	事業者の見解
50	<p>平成29年2月の臨時総会で全員一致で、当該風力発電事業反対する事が、この地区民の総意である。</p> <p>この地区は農、畜産物を主体で生計を立てている地区である。</p> <p>騒音、超低周波音、風車風切音や振動が人体、家畜への影響が心配。</p> <p>風車建設に向けての予測調査は建設後実態とかけ離れ全国各地で、事後の被害の報告が出ている。</p> <p>当該風力発電計画に絶対反対する。</p>	<p>今後の調査、予測及び評価において周辺住民、周辺の自然環境への影響を明確にし、事業計画及び環境保全措置について検討していく予定です。</p>

福島県須賀川市在住

No.	質問・指摘事項等	事業者の見解
51	<p>実家の諏訪平には児童養護施設があり1kmくらいに風車の建設は反対です。</p> <p>施設の子供達が良好な環境で生活している。 1kmくらいの位置では20数名の子供達に影響を及ぼすと考える。絶対大丈夫という証明がない限り建設には反対します。</p>	<p>今後の調査、予測及び評価において周辺住民、周辺の自然環境への影響を明確にし、事業計画及び環境保全措置について検討していく予定です。</p>

福島県玉川村在住

No.	質問・指摘事項等	事業者の見解
52	奥玉川温泉「もてなしのかくれ家 すわや」は、かくれ宿として静寂な環境を目当てに宿泊客が訪れているが、施設建設により静寂が壊された場合には利用客が減少することが予想される。また温泉は、施設場所の下流に位置し利用している井戸の水質や水量の影響があると思われる。温泉の源泉は、単純弱放射能冷鉱泉という全国的にも珍しい源泉であり、代替えは難しいと思われる。全国から静けさと癒しを求めて観光客が訪れるが騒音が予想され、山鳥などの野鳥を楽しみに訪れる観光客や山野草や山菜などを楽しみに来られるお客様への影響も懸念される。主要道路も県道40号線しかなく、道幅の狭いところも多いため、風車建設に伴う山林伐採により水の流出や土砂等、交通に影響することも懸念される。	今後の調査、予測及び評価において周辺住民、周辺の自然環境への影響を明確にし、事業計画及び環境保全措置について検討していく予定です。

福島県平田村在住

No.	質問・指摘事項等	事業者の見解
53	低周波の問題について「影響がある」という人もいれば「心配ない」と言う人もいます。どのような影響があるのか、ただ風力発電をするのではなく、心配が解消できるように、立てる側は最大限の努力をする必要があると思います。風力発電のところから、4～5kmの距離に住む全住民を対象として、長い期間（10年以上）、どのような影響がでたのか、きちんとした第三者に調査してもらえることを望みます。年齢や性別、自宅にいる時間、家のある場所と地形の関係、様々なことが関係すると思います。客観的な資料を示してもらえることで、お互いに良い関係が築けると思います。そのような協力もしないまま、事業を続けていては、これから先、問題がいろいろな面に出てくるでしょう。	今後の調査、予測及び評価において周辺住民、周辺の自然環境への影響を明確にし、事業計画及び環境保全措置について検討していく予定です。

福島県平田村在住

No.	質問・指摘事項等	事業者の見解
54	隣の人から添付の地図をもらいました。以前の沢又山風車のときと同じで、低周波の影響ありますので、反対です。	今後の調査、予測及び評価において周辺住民、周辺の自然環境への影響を明確にし、事業計画及び環境保全措置について検討していく予定です。

No.	質問・指摘事項等	事業者の見解
55	<p>なんということか、前回の我々の意見に対しての具体的な解答は何も出されていないのに、また意見を書けとは、おかしい話ではないのか 世界中で、日本で、そして福島県でさえ被害が出ている。しかも、これは環境影響調査をしっかりとやって、大丈夫と結論が出たうえでのことではないのか。</p> <p>我々は、この点を問題にしているのだ、いい加減に分かってほしいものだ。</p> <p>それなのに調査をしてからとしか回答しない。調査は逃げ口上で事業を進めるための強引な策としか思えない。</p> <p>先日、Mさんと話したこと。 私「建てて被害が出たらどうするのか」 M「出力を下げるとか、夜間止めるとか」・（さすがに、二重窓とかエアコンとか言わなくなりましたね） 私「その被害とは何を基準に判断するのか」 M「こちらで調査します。」</p> <p>おいおい、ちゃんと調査したんでしょ？ 被害なんて出るはずがないように調査したんじゃないの？</p> <p>つまり見切り発進ってことですね。 恐ろしい考えですよ。</p> <p>被害が出た時だって、そちらの調査で（どういうことをするのか分からないが）問題ないといわれたらどうするの？</p> <p>裁判までいった田原市のOさんは、裁判で負けたとたん事業者は問題ないとしてアパートから追い出したとか。 それでOさんは自腹で借りたアパートに夜、寝るために行っているとか。（ネットで見て下さい）</p> <p>騒音被害の裁判はまず勝つことはあり得ない。 個人的なもので、一率にはいかないからだ。 事業者はこういうことを知っているのだから、強気なのだ。 建ててしまえば何とかなると思っているのだと思う。 そうでなければ、こんなあたり前の話が通用しないわけがない。</p>	<p>周辺住民及び周辺の自然環境への具体的な影響を明確にするには、現地の状況を把握し、予測及び評価を実施する必要があります。</p> <p>本事業の実施が決定しているのではなく、本事業の実施を検討するための調査、予測及び評価を行っている段階であることをご理解頂きたいと思います。</p>
56	<p>寿都の件でも役場が「音が聞こえてもがまんしてほしい」と言っている。（平田の説明会で関係者にもそのHPを見てもらった）</p> <p>ひどい話です。役場からそんなことを言っているのですから。</p> <p>ある人が、その役場に電話してみると、シャドーフリッカーの苦情があった。しかし、その主は、影が出たら、別な部屋に移動するから大丈夫と知っているとのこと。ちょっと待て、生活が脅やかされているから役場に届けたんでしょ？大丈夫じゃないから届けたんじゃないの？別な部屋に移動しなければならぬ程脅やかされているんじゃないの？</p> <p>公共福祉事業に風車の収益が役立っているのだから、個人的なことはがまんしろと言っているわけだ。</p> <p>こんな態度に出られたら、一住民は泣き寝入りするしかない。</p> <p>これが被害ではなくて何なのか。</p> <p>まだまだ書きたいことは山程ある。被害が出たら、絶対解決できない。田村市の被害だって、夜間止めてほしいといってもいまだに止めていない。ここは被害者の会まで作って、沢山の被害であるにもかかわらずだ。とにかく、前回の我々の意見にきちんと解答すること。そこから始めないと、一方的に勝手に事業を進められては困る。</p> <p>我々が納得する解答をして下さい。</p> <p>山口の漁業組合も今裁判中。長周新聞の記事もここにそえておきます。一方的に事業を進める…問題じゃないですか？</p> <p>全然こちらの疑問に向き合わない。</p> <p>寿都の件だって、日立事業者には問題がないと報告されている。そして事業者は問題がないと我々に言い切っている。</p> <p>これこそ大問題でしょう。</p> <p>事業者は、これで給料をもらっているけど、我々は忙しい中、このことに対処しなければならぬ。</p> <p>我々が疲弊し、もうどうでもいいとまで追いつめるのだろうか。</p> <p>そうとしか思えない不誠実な態度だ。</p> <p>逆の立場で物事を考えてもらいたい。</p>	<p>弊社の風力発電事業では、周辺住民の生活に支障がおよんだ場合は、住民に状況を聞き取り、必要に応じて適切な処置を実施いたします。</p>

No.	質問・指摘事項等	事業者の見解
57	<p>私が提出した方法書に対する意見書の21ページの下記のアドレスは変更になっていますので、次の通り訂正願います。</p> <p>(特定非営利活動法人 低周波空気振動被害者の会ホームページより https://p-kichi5206.wixsite.com/abvv/blank-5 参照</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>https://p-kichi5206.wixsite.com/abvv/nichibenren</p>	<p>No. 93において訂正したURLを記載いたしました。</p>
58	<p>●計画段階環境配慮書に使用の地図と方法書に使用の地図が違っており、計画段階環境配慮書作成に使った地図の道路標示の仕方や縮尺表示は適切なものとは言えません。計画段階環境配慮書の地図(国土地理院20XX年度版、ゼンリン住宅地図2016年須賀川市と2013年平田・玉川村版使用)は25,000分の1の地図からゼンリン住宅地図を基に道路を復元したものだという。しかし、縮尺は50,000分の1との表示がされており、道路の復元をただで縮尺50,000分の1との表示をすることが許されるのでしょうか。M氏が認めたように今後は道路を復元した旨の注記を入れて、誤解を招かないようにすべきです。更に疑問なのは、平成31年2月12日平田村中央公民館でのパワーポイントを使った説明に使用した地図には桐久保集落の道路が表示されていたことです。方法書の地図を使っての説明ならば、方法書同様に道路の復元はされていないはず。これは、風車を移動したことによる民家への影響の変化を詮索し、知られたくないために方法書ではわざと道路の標示を避け、風車と自分の家との関係をぼかすためになされた行為と疑われても仕方ありません。方法書のあらましの地図などでは住民への影響が全く不明です。実際、計画段階環境配慮書の住民意見(位置関係のわかる詳細な地図の提示)にもかかわらず、平田地区同様、東山地区や玉川地区でも同様に詳細な地図の用意はなされていませんでした。事業者は、「詳しい地図を準備させていただきます」(7-74(388))との見解を示したのに言い放しで実行しませんでした。住民が、自分への影響を知るために大切なことであり、それを事業者自ら準備すると言ったのにしなかったのですから、県知事や経済産業省大臣においては「遺憾である」との表明をしていただきたいと思えます。</p>	<p>住民説明会で使用している地図は、方法書で使用した地図と同じ地図を使用しております。</p> <p>配慮書では地図が小さいものしかなく見にくいとのご意見がありましたため、風力発電機の位置と住民説明会の対象地域を拡大(A1サイズ)した地図を用意しました。</p>
59	<p>●東山二区は、風車反対の要望書を関係機関に提出しているといひます。東山一区の会計など役員たちは、須賀川市役所から市長への要望書をもたらったと言って、東山二区の区長や署名した人たちに對し撤回を迫っていると聞きました。そこで、市役所がそのような要望書を提出するはずがないと思ひ、市役所に確認すると、須賀川市環境課のHさんから「出していない」との回答をいただきました。そうだとすると事業者から写しなどを手に入れたのかと思ひ、日立サステナブルエナジー株式会社のI氏に尋ねると、基本的にそのようなことはしないし、していないとの回答でした。恐らく、一区の役員数人が写しをもらったとウソを言ひて撤回を迫っているのでしょう。風車の賛成、反対は個々人の考えなのだから、他人の出した要望書の撤回を求めるのではなく、賛成ならば賛成の署名を集めて要望書を提出すればいいだけのことだと思ひます。こうした一区の役員のやり方には疑問を感じざる得ません。</p> <p>この頃は、二区の区長も、もうどうでもいい、というようになっているらしく、電話してもうさがるられているような感じを受けます。区長の妹は、兄は脅迫されている、と言ひています。</p> <p>どうして風車に賛成なのかぜひ知りたと思ひ、一区の役員に接触を試みますが、訪問しても断られたり、電話でもすぐに切られたりして接触できません。そのうちTという者が来たら警察に通報しろという噂を聞くようになったので、訪問するときは須賀川警察署本署のKさんにこれから訪問するので、逮捕しないようによろしくと電話してから行くようにしているほどです。正当な意見があるのであればぜひ聞かせてほしいと思ひています。</p>	<p>周辺住民の皆様との会話に努めてまいります。</p>

60	<p>● 沢又山高原風力発電事業の公告日は、平成 23 年 11 月 9 日（方法書）、平成 24 年 8 月 15 日（準備書）でした。「この地域周辺での過去の調査^注により・・・注）過去の調査：株式会社日立パワーソリューションズが本事業の事業実施想定区域を含む範囲で平成 23～24 年度に実施した調査であり、猛禽類で営巣が確認されたのはノスリのみとなっている。」（7-108(422)）という記述があります。費用は、沢又山風力発電㈱、株式会社地域経営総合研究所が負担しています（平成 31 年 2 月 7 日に門馬徳美社長に確認済み）。（仮称）沢又山高原風力発電事業に係る環境影響評価準備書には、ノスリの繁殖 4 か所 N1～N4 と低周波音測定日（冬季 H24. 2. 23～2. 25、夏季 H24. 7. 2～7. 4）が記載されています。また、日立エンジニアリング・アンド・サービスは、2013 年(平成 25 年)4 月 1 日付けで日立パワーソリューションズに名称変更となっています。</p> <p>門馬社長によると沢又山での風車事業の撤退はしていない、ただ準備書に関してはそれを取り下げただけのことです。日立サステナブルエナジー株式会社が、自己の事業のために沢又山高原風力発電事業の準備書のデータを使用するのであれば、法が許容する目的以外での使用に当たるのであるから、複製権をもつ K 氏の承認が必要と考えます。しかし、事業者見解は、論点を変えた見解を述べてお茶を濁しただけで、意見に答えてはしません。このような態度によって環境アセスメントを行ってゆくのであれば、ある方が言っているように環境アセスメントではなく、自分の都合にアワズメント、事業者のスケジュールにアワズメント、他事業もやっていることなのだからそれにアワズメントになってしまいます。出された意見には、きちんとした見解を述べていただきたいと思えます。</p> <p>方法書には、騒音や低周波の調査事例と猛禽類（ノスリ）の確認記録があると書いてあるので、I 氏に証拠調べに原本提出を依頼しました。説明会当日の回答は、計画段階環境配慮書の記載のままなので、計画段階環境配慮書が原本になるというものでした。しかし、それは原本確認にはなりえないので、計画段階環境配慮書の記載に使用した資料が実際に存在することを示す資料の原本提出を求めました。2 週間経っても、方法書はもう縦覧されているのであるから、偽造私文書行使になると思うので、経済産業大臣、県知事、市町村長、行政区長に始末書を書いてもらわなくてはならないと伝えました。2 月 22 日、M 氏より電話があり、騒音や低周波音については、沢又山高原風力発電事業で公開されている準備書が、元のデータになっているとのことでした「過去の調査実績を踏まえて再度調査・予測を行うとともに、・・・検討していく計画である。」（7-108(422)）と自己の事業のために沢又山高原風力発電事業の準備書のデータを使用しているのですから、K 氏の承諾を取って下さい。</p>	<p>沢又山高原風力発電事業準備書の内容を配慮において記載しておりますが、引用の範囲であると考えております。</p>
61	<p>● 「風力発電所の見学会を行ってまいりました。その結果、一定の理解を得られた地区がある」（7-96(410)）とのことですが、この地区というのは、上小山田の内東山地区での親戚 3 世帯 7 人の話であり、確かに、対象事業実施区域（約 2km の範囲）にある家ではあるが、これをもって地区全体の理解と結び付けるのは、ちょっと無理があり、乱暴な話であると思えます。そもそも風車見学会をするというのは、ゴーンゴーンという低周波音が気になるかどうかを体験してみるのが主な目的だと思いますので、低周波音が出ていないとか届いていない場所での見学では意味がないと思えます。測定器で周波数を確認しながらとか、その辺の確認はできていたのでしょうか？</p>	<p>今後、上小山田地区以外の地区においても必要に応じて風力発電機の見学会等を実施することを検討いたします。</p>

62	<p>●風車のある畜産牧場とはどこなのでしょう。 「また、畜産牧場内に風車を稼働させているサイトがございます。ここでは、これまで畜産に悪影響が出た事例は出ておりませんので、ご安心いただければ幸いです。必要であれば、見学会も実施いたしますので、ご意見頂ければ幸いです」(7-75(389))。 「ご安心いただければ幸いです」という結論は、どういう調査をした結果出てきた結論なのでしょう。何か所について調査したのでしょうか。どんな調査の仕方をしたのでしょうか。ドイツやデンマークでは、風力発電機の騒音が原因で乳牛の生産量が減ったとして、裁判になっているのではないのでしょうか。また、長周新聞(2014.2.19)には、500m離れた場所の農家で牛の発情期の狂いが出て種付けに影響が出たことや一軒は廃業し、一軒は牛を飼う場所を変えたことなどが載っているのではないのでしょうか。M氏の説明によると、そのようなサイトで飼い主が悪影響はないと言っているの、一か所だけでの判断ではあるが、「ご安心」という判断をしたということでした。この結論は、まことに短絡的と言うしかありません。長周新聞の記事などはどう考えるのでしょうか、何も説明は受けてはいません。須賀川や打違内地区にも牛を飼っている農家があり、とても心配しているのに、安易な結論を出されては困ります。事業者見解を出した以上は、事業を進める前に詳細な説明を聞かせて下さい。</p>	<p>今後も引き続き情報収集に努めてまいります。</p>
63	<p>●今回の風車基配置の変更により、影響がどの程度低減されているのか知りたいのにその部分の情報が欠落している。方法書においては、どれだけ影響が低減できたのかやなぜこの配置になったのかについて根拠の呈示のない説明しかされていません。</p> <p>また、騒音を何と比較しようとしているのかも不明です。「風力発電施設から発生する音には低周波音も含まれますが、他の環境騒音(交通騒音等)と比べて特に大きいわけではありません。」(7-50(364))ということは、騒音に係る環境基準や交通騒音と比較するということなのでしょう。 「今後の調査・予測においては、環境基準値を準用して整合が図られているかを検討する」(4-16(188))と述べているということは、環境基準値を準用するということなのでしょう。</p> <p>他の個所(7-21(335)、7-34(348)、7-35(349)、7-61(375)、7-65(379)、7-76(390))では、環境省水・大気環境局長 水大発第1705261号平成29年5月26日によるとしているのに、ここで「他の環境騒音(交通騒音等)」や「環境基準値を準用」を持ち出すのでは整合性が取れません。M氏の説明によると方法書の中には、下部に断り書きをして計画段階環境配慮書からの再掲載の部分があり、その部分には他の環境基準などが出てくるが、方法書では調査、予測、評価の手法としては環境省水・大気環境局長 水大発第170261号平成29年5月26日によるとしているとのこと。しかし、この説明でも「環境基準値を準用して整合性が図られているかを検討する」4-16(188)ということと平成29年5月26日によるとということとの整合性が取れません。ついでに述べておきますが、少なくとも打違内地区については、裁判所は、AA類型が相当と判示しています。</p> <p>「・・・地域は、静穏な農村で、平田村が農地・農道の整備・再編を進め、多彩な特産物を提供できる農業振興をはかるとともに、農村における居住環境の整備、農村の景観整備を進め、平田村のふるさとの景色を大切に保全することを目指すとする地域であること・・・からすれば、地域の類型AAに係る環境基準を参考とするのが相当である」(平成27年(ワ)第90号 損害賠償等請求事件 平成28年11月21日福島地裁白河支部判決)</p>	<p>騒音については、有識者が検討を重ね、パブリックコメントを得て公表された最新の知見である「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(平成29年5月26日、環水大発第1705261号)に基づき、調査、予測及び評価を行います。</p> <p>なお、ご指摘の4-16(188)を含む方法書の第4章は、配慮書の記載内容をお示しするために再掲しているページであるため、記載内容については配慮書当時の知見に基づくものとなっております。</p>
64	<p>●賛成意見というのは、どこにどんな内容の意見があるのでしょうか。説明会で、I氏は、賛成意見はない、今の段階では明確に賛成ということはないということでした。それなら、各市町村長も支持している訳ではないし、東山二区、四辻新田、平田も反対しているのだから、事業は中止していただきたいと思えます。</p>	<p>住民の皆様と対話をさせて頂きながら、事業計画を検討したいと考えております。</p>

65	<p>●知事意見書に対する事業者見解には、見解の根拠が欠落しており、答えになっていません。『(6)本計画段階環境配慮書・・・において、住宅等まで0.5キロメートル程度の離隔距離の確保が可能であること・・・から、環境への重大な影響は低減されているものと考えられるとの記載があるが、その根拠を方法書において具体的に説明すること』((仮称)須賀川・玉川風力発電事業計画段階環境配慮書に対する省令※第12条第1項の規定に基づく意見2ページ)が、無視されています。事業者見解は、「騒音等：寄与レベルで環境基準値を上回るような重大な影響は、500m程度の離隔距離があれば低減されている。」(7-97(411))です。では500m程度の離隔距離があれば低減されている理由は何なのでしょう。何も根拠が示されていません。この根拠が示されなければ、主張を裏付けるものがないのですから、計画は中止していただくしかありません。「(環境審査顧問会風力部会(平成24年12月18日)議事録5. 沢又山風力発電株式会社 沢又山高原風力発電事業 環境影響評価準備書について・・・○顧問・・・それでは先生方、お気づきの点、ご意見等ございましたら、お願いしたいと思います。この住民意見で、騒音・低周波音で、風車からの距離が500mというようになっていますけれども、恐らく今までの事例からすると500というのは相当近いという範ちゅうに入るのではないかと思います。近過ぎるとはなかなか言い切れないところもありますけれども、ほとんどが1キロ前後で対応されていますので、将来的にこれで大丈夫かなという気がしますが、先生、いかがでしょう。○顧問 私もちょっと近過ぎるなと思います。・・・)」(31、32ページ http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/safety_security/kankyo_furyoku/pdf/24_006_02_00.pdf 参照)今回の事業は、騒音に関して、沢又山高原風力発電事業のときの影響と何も変わっていません。従って、この意見だけによったとしても民家から1キロは離すべきであると考えます。</p>	<p>住居から500m以上離す計画にしておりますが、調査、予測及び評価の結果を踏まえ、最終的な配置を決定いたします。</p>
66	<p>●配慮書には騒音の簡易伝搬予測値がありましたが、方法書にはなぜないのでしょうか。配置換えや追加(平田方面に)、削除(玉川方面、東山方面)による効果がわからないではありませんか。簡易伝搬予測値でよいのですから、比較のためにデータの提示が必要です。それとも比較されては困ることがあるのでしょうか。日立サステナブルエナジー株式会社は、住民の視点での調査・予測が不足しています。本当のことが、きちんと住民に知らされているべきです。</p>	<p>方法書は、今後の調査、予測及び評価の方法を示しており、その結果については準備書に記載いたします。</p>
67	<p>●「測定地点は、環境基準の地域類型指定図、・・・により特に静穏な環境を保全すべき対象の状況や住宅の分布状況等を確認し、対象地域を代表する残留騒音又は風車騒音が把握できる地点を選定する。選定にあたっては、風力発電施設との位置関係も考慮する。」(風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル平成29年5月 環境省12ページ) 私の家は、玄関先で拍手をうったりすると音がこだまする反射の顕著な地域です。風車騒音がとても気になります。また、測定地点の決め方は、代表値や距離のみで決めてよいのでしょうか。今、訳あって空き家になっていても結婚すれば、住むことになる最寄りの家などは測定対象にならないのでしょうか。この家は、リフォームもしています。この一年ほどは確かに不在にしていますが、そのうち住むようになるでしょう。敷地から続く林道を6、70メートルほど入ると「平成31年度収穫予定個所1208林班わ小班」の表示があります。いつ木を切るかはわかりませんが、そのうち切るでしょう。打違内の騒音測定に反響などで影響はないのでしょうか。一時的なことなのに残留騒音に入れられても困ります。</p>	<p>「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成29年5月、環境省)に準拠した適切な調査を実施いたします。</p>

68	<p>●この事業の計画段階環境配慮書や方法書では、沢又山での風力発電事業の経緯を忘れた事業者見解がまかり通っています。日立サステナブルエナジー株式会社は、「本事業は沢又山高原風力発電事業の事業承継ではございませんので、別事業となります。」という論法で、7-60(374)ページの住民意見に答えず、痛いところを突かれるのを避けています。複製権問題にも沢又山での事業実施権にも全く触れていません。いや、問題が明るみに出るのを恐れて、触れないようにしているのです。これでは、初めの初めから、疑念が付きまとう事業になってしまっています。</p>	<p>方法書 P374 に示しましたとおり、本事業は沢又山高原風力発電事業の事業承継ではございませんので、別事業となります</p>
69	<p>●方法書以前に、まず、議論すべきことがあります。村の計画や今進行中のこおりやま広域圏の形成との整合性が取れる事業かという議論です。こおりやま広域圏連携中枢都市圏（こおりやま広域圏）の形成を進めて、住民が引き続き現在の居住地で生活できるように利便性を維持向上させ、将来にわたって豊かな地域として持続していくことを目指しているところだというのに風車を建てて騒音をまき散らされたり、影で悩まされたりしては、移動・定住促進事業（空き家バンク活用による都会からの移住、人事交流・出会いの場をつくることによる若い人たちの定住）もなにも成り立たなくなってしまう。沢又山や東山に風車を建てるというのは、これを置き去りにした事業の進め方です。</p> <p>平田村の総合計画では、打違内は農業・農村定住ゾーンになっています。平田村の打違内地区についていえば、「・・・地域は、静穏な農相で、平田村が農地・農道の整備・再編を進め、多彩な特産物を提供できる農業振興をはかるとともに、農村における居住環境の整備、農村の景観整備を進め、平田村のふるさとの景色を大切に保全することを目指すとする地域であること・・・からすれば、・・・」と認定し、裁判所は、打違内地区は「地域の類型AAに係る環境基準を参考とするのが相当」と判示しています（平成27年(ワ)第90号 損害賠償等請求事件 平成28年11月21日福島地裁白河支部判決）。</p> <p>いくらデータや証拠を出しても、それでもごり押しをするというなら「地域の類型AAに係る環境基準を参考とするのが相当」とした裁判所の判断に従っていただかなくてはなりません。</p> <p>それとも法律の解釈や適用の権限は、裁判所ではなく事業者にあるのでしょうか。県や国、各市町村も本当に風車が必要と考えるのであれば、自然エネルギー推進ゾーンを指定して、2km以内の住民には移住してもらい、国策として規制とセットで進めればよいのです。声だけ叫んで、政治的に強力に実行する政策が欠如した風車推進では、田舎に移っても、ここにも風車が建つのではないかと心配して暮らさなくてははいけません。ドイツのように再エネゾーンを指定すれば、安心して農業もできるし、低周波を心配しながら暮らすようなこともなくなります。何の法的規制もなく、狭いところに先住権を無視して割り込んでこられても困ります。ただ声だけ推進と言っても、事業者も住民もみんな迷惑してしまいます。今の日本の現状で風車の推進を言う人は無責任です。日立サステナブルエナジー株式会社は、風車事業をどのように考え、問題点に対してはどのような提案をするなり、行動をとっているのでしょうか。それとも本当は、風車事業はそこまでして進めるほどのものでもないということなのでしょうか。だったら撤退していただきたいと思います。説明会のときに、中止したら何か不都合があるのか、と質問したら、I氏は、不都合はないとはっきり答えているのですから、中止を求めます。</p> <p>農山漁村再エネ法が考えているように地域の特徴ある資源を生かして、どのような再生可能エネルギー発電を促進するのかをまず決めなければならない。沢又山の地区を再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域に設定し、風車の誘導を図るのならともかく、それを決めないで企業に自由にやらせるから問題が起こるのである。そんなに風車が必要なものなら、鳥獣保護区も保護樹帯も展示林も農振地域もみな解除して、2キロ以内の住宅は移転補償をしてやればよいのです。国も県も事業者も何もしないまま、近くの住民にばかり、つけを押し付けられても困ります。</p>	<p>調査、予測及び評価の結果をもとに事業計画や環境保全措置を検討いたします。</p> <p>騒音につきましては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成29年5月、環境省）に準拠して調査を実施し、また、評価に当たっては「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（平成29年5月26日、環水大大発第1705261号）に示される指針との比較を行います。</p>

70	<p>●「広報ひらた」に載せた「対象事業実施区域(須賀川市小倉字銭神地区の丘陵地上)」という表示の仕方(事業者からの原稿のままの表示)には問題があります。これでは、平田も玉川も東山もあまり関係ないのかなと思ってしまい、誤解を与えます。せめて、その地域に近いところの地区名表示くらいは必要ではないでしょうか。</p> <p>「4. 環境影響を受ける範囲であると想定される地域 小塩江地区(小倉・塩田の各地域の東部) 大東地区(上小山田・大栗・狸森の各地域の東部)」(須賀川市ホームページより)。この須賀川市の表示の仕方も日立サステナブルエナジー株式会社の原稿のままだとすると平田村には全く影響はないという判断をしたということになります。その根拠は何ですか。根拠を教えてください。</p>	<p>対象事業実施区域の地名は、対象事業実施区域の地名を記載する必要があり、影響のある範囲を示すものではありません。</p> <p>また、須賀川市のホームページへの記載については、須賀川市の範囲において対象事業実施区域に近い地域を記載しました。なお、方法書の縦覧についても須賀川市内のみ記載しております。</p>
----	--	--

<p>71</p>	<p>●「・・・配慮が必要な施設及び民家と風力発電機設置予定位置の離隔を十分に確保していることから、・・・」(7-121(435))としていますが、なぜ児童養護施設は離れたのでしょうか。</p> <p>その根拠は配慮の特に必要な施設だからだというのでしょうか、どうも納得できません。</p> <p>さらに、配慮すべき施設として温泉旅館を挙げています(7-121(435))が、どのような理由による判断なのでしょう。日本は、あまりにも風車からの距離が近過ぎるので、こんな奇妙な区別が必要になってしまうのだと思います。</p> <p>また、寿都町の例では、1990KWの風車から特別養護老人ホーム寿都寿海荘や障がい者支援施設歌棄慈光園(ウタスツジコウエン)までの距離は、約180mです。児童養護施設歌棄洗心学園までは、約620m、寿都町立潮路小学校までの距離は、500m以内です。400mくらいのところにも民家が沢山あります。これを根拠に500m離せば十分だというのであれば計画段階環境配慮書の風車配置から動かす必要はないはずですが、何か特別な理由があるのでしょうか。方法書では、なぜ離れたのでしょうか。離れた根拠と民家から500m、児童養護施設から1kmすと十分な根拠を示してください。M氏は、公的機関が出している方法によって評価すると言いましたが、公的機関なら国内にも外国にもたくさんあります。日本を含め、世界中の風車規制がさまざまなのは、どれだけ離せば住民を被害から守れるのか、測定によってはわからないからではないのでしょうか。日本ばかりでなく、世界中で苦情や被害が出ています。ほとんどの国では測定しているのに、です。このような状況でのとりあえずの解決方法は、距離さえ離せば音は減衰するのだから、被害が出ないように十分な距離を確保することです。2km以上での苦情(桧山高原、陸上かどうかは不明ですが15km以内で深刻な被害<フィンランドの風力発電被害情報> 1/2https://ja-jp.facebook.com/yasuoka.fushakensetsuhantai/参照など)も聞いてはいますが、知っているかぎりでは陸上のほとんどは2km以内なので、沢又山や東山での風車事業では2km離すということにしてはどうでしょうか。環境問題専門家Michelle Bennett氏は</p> <p>「Naturally, complaints begin to taper off as the distance between residents and the turbines increases. Two kilometers (1.2 miles) is often cited as an ideal minimum distance for everyone's comfort.」</p> <p>(自然とさまざまな苦情は、居住者と風車の間の距離が離れるに当たってなくなって行きます。1.2マイルすなわち2kmという数字は、誰もが快適な生活をするための適切な最低距離としてよく用いられます。)と述べています。</p> <p>(https://cleantechica.com/2008/08/18/wind-turbines-and-health/参照)。</p> <p>遠野風力発電事業配慮書(アカシア・リニューアブルズ株式会社)では、超低周波の影響を2km程度としています。</p> <p>三大明神事業では、風車と住宅の距離を2km程度に引き離す計画変更を行っています(ユーラスエナジーホールディングス)。</p> <p>「3.2km以内に住む人々に深刻な健康被害が及ぶ」(イギリスのキール大学の調査)</p> <p>ウインド・タービン・シンドロームのホームページ (http://www.wiidturbinesyndrom.com/img/Japanese-final-6-6-10.pdf #search=%27E5%85%A8E7%B1%B3E9%A8%92E9%9F%B3E5%88%B6E5%BE%A1%E7%A0%94E7%A9%B6E6%89%80E3%81%AE%B9%B4E6%AC%A1E5%AD%A6%E4%BC%9A%27参照)2/48ページには、「本研究を行い、他の数々の研究を本書でレビューした結果、安全なセットバック(訳注:風車から住宅までの距離)は少なくとも2キロメートルであり、風車が大きい場合や地形が複雑な場合はそれ以上であることがわかった。」とあり、43ページでは「平地では少なくとも2キロメートル、山間部では3.2キロメートル民家から離すのです。これは最小限の距離です」と言っています。 (次ページにつづく)</p>	<p>調査、予測及び評価の結果をもとに事業計画や環境保全措置を検討いたします。</p> <p>騒音につきましては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成29年5月、環境省)に準拠して調査を実施し、また、評価に当たっては「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(平成29年5月26日、環水大大発第1705261号)に示される指針との比較を行います。</p>
-----------	--	---

<p>71</p>	<p>(前ページのつづき)</p> <p>さらに「風車に関するすべての条例は、風車によって生活を破壊されたすべての家族に対し、(風車ができる前の)不動産価格を補償する責任を負わせるべきです」とあります。(ウインド・タービン・シンドローム風車症候群:ある自然実験に関する報告)ニーナ・ピアポント、MD、PhD 日本語版訳 鶴田由紀)今回の事業でもこのようにしなければ、住民の苦しみの上に風車事業が成り立つ構図が通用してしまいます。日立サステナブルエナジー株式会社は、民家から500m、児童養護施設から1km離すと十分な根拠を示せないのなら風車を建ててもらっては困ります。もとより騒音対策の基本は距離です。</p> <p>これを惜しむところに全ての問題があるのです。「結論として、低周波音とそれの被害に対する知見が、尚、不十分な中で、風車騒音対策の基本は、距離が離れるほど騒音レベルが減衰することを利用し、民家から被害の苦情が出ない十分なセットバック距離を確保することである。」</p> <p>(平成28年12月1日第38回風力エネルギー利用シンポジウムにての講演「風車からの低周波音とセットバック距離」兵庫県立大学名誉教授河野仁 ほか) 低周波音と健康の関係について考えるシンポジウム(2017年2月15日、於:和歌山市手平の和歌山ビッグ愛、和歌山弁護士会(藤井幹雄会長)主催)での基調講演で、京都大学の小林芳正名誉教授が、低周波音が人体に与える影響について、物理学の研究成果などを紹介していますが、小林名誉教授は低周波音について、「防ぐのが難しく、低周波音を下げるには、(対象物から)遠くに離れるしかない」と強調しています。風力発電の被害を考える会・わかやまの松浦攸吉世話人代表は、風力発電の被害について「地域住民が認識して対処法を取らないといけない」と住民の主体的な活動の必要性に言及するとともに、低周波音による健康への被害について、「(幸福追求権などを定めた)憲法13条や(生存権を保障した)同25条に抵触し、人権を侵害している」と強調し、人権問題として捉え行動することの重要性を指摘しています。</p> <p>さらに、風車などの騒音は、NHKでも取り上げられました。</p> <p>『和久田 「今年(2018年)10月、WHO=世界保健機関のヨーロッパ事務所が、『環境騒音ガイドライン』というものを発表しました。」</p> <p>高瀬 「例えば道路の場合、WHOの勧告は53デシベル以下にすること。日本の環境基準では70デシベルですから、とても厳しい内容なのですが、WHOは『健康を守るために騒音レベルをこれ以下に保つべき』として、世界各国に採用するよう求めています。」</p> <p>和久田 「このような厳しい勧告値を出したのは、最新の研究で、『騒音』がさまざまな病気の原因になることが分かってきたからなんです。」</p> <p>騒音は“埋もれた公害”</p> <p>北海道大学工学部 松井利仁教授 「(日本の環境基準は)かなり古い。50年くらい前の知見で定められたものが多い。(WHOガイドラインと)大きな差ができてしまっています。</p> <p>騒音は健康影響が生じる環境要因ですから、ほかの有害化学物質と同様に、健康影響を防ぐための科学的知見に基づいた基準値を決めないといけない。」</p> <p>風車の騒音・対策を急ぐべき 騒音は都会だけの問題ではありません。 WHOが対策を急ぐべきだと指摘しているのが風車です。 空気を裂く「ゴー」という音が響きます。』 (2018年12月20日のNHKニュース おはよう日本 けさのクローズアップ埋もれた公害『騒音』より、 http://www.nhk.or.jp/ohayou/digest/2018/12/1220.html 参照)</p>	<p>調査、予測及び評価の結果をもとに事業計画や環境保全措置を検討いたします。</p> <p>騒音につきましては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成29年5月、環境省)に準拠して調査を実施し、また、評価に当たっては「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(平成29年5月26日、環水大大発第1705261号)に示される指針との比較を行います。</p>
-----------	--	---

72	<p>●2875KWの風車の騒音 104dB (定格風速 (12m/s)における音響パワーレベル)は改良された機種と言えるのでしょうか。2300KWと同じ数値です。定格風速からカットアウト風速までに出る風車騒音は、ピッチ制御で羽根の形が微妙に変化するのだからその間の騒音が同じだとも思えません。I氏は、確信なさそうに同じだと言いましたが、104dB以上もあり得ると思うので、そのデータを示してほしいというメーカーに問い合わせるとのことでした。</p> <p>104dB以上の数値が出るのであれば、騒音予測の前提が崩れることになるからです。また、M氏は、仮に104dB以上の数値であったとしても、その数字を使って予測するので問題にはならない、と答えました。M氏に、では2300KWの風車はいろんなところの事業で実際に使っているのだから、そのデータ(定格風速からカットアウト風速までの間の風車騒音のデータ)はあるのかと言うと、ないと言います。実際の過去の例が、データ確認もせずにやっているのだから、これでは、M氏の言うことも信用できません。また、メーカーは風速25mのデータを計っていると言われても、そんな強風の中でどうやって測定するのだろうか、という疑問も出ます。結局、M氏の回答は、メーカーが第三者測定機関(専門の会社だという)に委託して測定している値は、カットイン(25m/s)までの騒音は同じ104dBだということでした。書類は翻訳されて手元にあるが、提出できない、測定方法も不明という回答でした。これでは、証拠が示されていないので、疑問はなお残ったままであるということだけは付け加えておきます。</p> <p>さらに、ブレードへの騒音低減対策(羽根にギザギザをつける、とのこと)の検討もする(7-98(412))ということですが、それでも104dBで変わっていないのでは、何をもって音響パワーレベルは改良されたというのか理解できません。このような表現は、顧問会の顧問や審査会の委員に努力をアピールするポーズであったり、住民を安心させるための単なるアピールでしかなく、方法書の過程をうまくやり過ごす手段に使っているようで、大変遺憾なことだと思います。104dB以下の数字を出せないのなら、改良とか低減とかの言葉は使わないで下さい。今回は、経済産業大臣、県知事、各市村長、各区長宛に始末書を書いて下さい。</p>	<p>調査、予測及び評価の結果をもとに事業計画や環境保全措置を検討いたします。</p> <p>騒音につきましては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成29年5月、環境省)に準拠して調査を実施し、また、評価に当たっては「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(平成29年5月26日、環水大大発第1705261号)に示される指針との比較を行います。</p> <p>なお、配慮書において2,300kW級の機種を12基配置する案をお示しましたが、方法書においては2,875kW級の機種を8基配置する案としております。単基出力が大きくなってはいますが、騒音低減対策によりパワーレベルは同じ104dBであり、基数を削減していることから、全体として影響は低減されるものと考えております。</p>
73	<p>●再生可能エネルギーの導入は、住民との合意を基本に進めるというのが、福島県の考え方です。「なお、再生可能エネルギーの導入に際しては、周辺環境への影響(例えば風力発電であれば騒音、低周波音、景観、生態系等への影響、地熱発電であればそれらに加えて温泉への影響など)について、十分な配慮が必要です。本県は、周辺環境への配慮を十分に行い、地元住民や関係者等との合意形成を基本としながら、再生可能エネルギーの導入を推進していきます。</p> <p>(福島県再生可能エネルギー推進ビジョン(改訂版)平成24年3月福島県32ページ)また、田原市は600m、稚内市は500m、静岡県は300m、酒田市は200mで建設を認めているのですから、500mで建てたかったら稚内市とかで事業をすればよいだけではないでしょうか、もし、福島県で事業をしたいのであれば、住民や県の合意を得てからにして下さい。</p> <p>「最終的な基数及び配置は、今後の環境影響評価の結果、住民意見、関係機関及び地権者となる森林管理署との協議結果等を踏まえて決定していく予定である。」(2-8(10))一体、撤退を求める住民意見をどれくらい反映するというのでしょうか。単なる言葉遊びに終わらないことを望みます。日立サステナブルエナジー株式会社は、県知事意見や福島県の方針には従うのでしょうか。ここは、福島県であるということをお忘れしないで下さい。</p>	<p>周辺住民との対話を通して事業計画を検討いたします。</p>

<p>74</p>	<p>●「心身に係る苦情に関する参照値は、低周波音に関する感覚については個人差が大きいことを考慮し、大部分の被験者が許容できる音圧レベルを設定したものである。なお、参照値は低周波音の聴感特性に関する実験の集積結果であるが、低周波音に関する感覚については個人差が大きく、参照値以下であっても、低周波音を許容できないレベルである可能性が10%程度ではあるが残されているので、個人差があることも考慮し判断することが極めて重要である。」（低周波音対応事例集 平成20年12月 環境省水・大気環境局大気生活環境室）</p> <p>「国は、「100ヘルツ以下の音は聞こえにくい、10ヘルツ以下の音は聞こえないからいずれも生理的な影響は考えられない」という「感覚閾値論」や「感覚閾値論」を前提として環境省が2004年6月に作成した「低周波音問題対応の手引き」（以下「『手引書』」という。）と「参照値」を撤回し、下記3の基準が策定されるまでの当面の間、ポーランドやスウェーデンなどの諸外国のガイドラインの先進例を参考にして暫定的な基準を設けるべきである。」（低周波音被害について医学的な調査・研究と十分な規制基準を求める意見書2013年（平成25年）12月20日 日本弁護士連合会）</p> <p>「2004年に環境省より音圧レベル変動の少ない固定発生源からと思われる低周波音苦情対応を目的とした「低周波音問題対応の手引書」が公表されたが、最近、誤った使い方をしている例が、あまりにも多い。手引書はあくまでも「低周波音苦情」が発生した際の苦情対応のツールであり、参照値は規制基準や要請限度、対応の目標値や環境アセスメントの環境保全目標値ではない。手引書が対象としているのは、音圧レベル変動の少ない固定発生源であり、風車のように音圧レベル変動が大きく、100Hz以上の周波数成分も多く含む音には適用できない。」（日本風力エネルギー学会誌 527～531 ページ低周波音の基礎および伝搬・影響・評価 小林理学研究所 落合博明）</p> <p>それなのに『超低周波音を身体で感じる・感じないを評価するための「物理的苦情に関する参照値(周波数帯域により数値が異なる)」、「心身に係る苦情に関する参照値(周波数帯域により数値が異なる)」、「超低周波音を感じる最小音圧レベル(100デシベル以下)を基準値として用います。』(7-21(335))というのだから理解できない。詳しい理由を説明してもらいたいし、納得のいく説明ができなければ、騒音測定は中止すべきです。</p>	<p>有識者が検討を重ね、パブリックコメントを得て公表された最新の知見である「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（平成29年5月26日、環水大大発第1705261号）によると、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認できない」、「超低周波数領域の成分の音も含めた実験の結果、周波数重み付け特性としてA特性音圧レベルが音の大きさ（ラウドネス）の評価に適している」と記載されています。</p> <p>上述のとおり、風力発電施設から発生する超低周波音と健康影響の関連は確認されていないとされていますが、本事業においては周辺への影響を確認するため調査、予測及び評価を行います。また、評価に当たっては、国等が定める基準値等はありませんが、ISO-7196に記載されるG特性音圧レベルの感覚閾値（人が感じることができる最小限のレベル）の100デシベルと比較することを基本とします。「低周波音問題対応の手引書」（平成16年6月、環境省）に示される参照値は、ご指摘のとおり環境アセスメントの環境保全目標値ではないため、一つの参考値として参照いたします。</p>
<p>75</p>	<p>●意見に対する事業者見解は、自分勝手な言い分に終始していて、コピーのオンパレード、金太郎飴のようにどこを切っても同じような見解に終始し、重要な、中身となる具体的なものはスカスカか何もありません。問題点を指摘されても自分に都合のよい基準・評価を採用して、まずは測定してみないと、と言って進んでゆく姿勢には、納得できません。”苦情有れば対応する。しかし、測定してもそれは健康に影響を及ぼさない程度だ”となり、それで終わりというのが風車騒音苦情処理の「いつもの書式」なのです。このような書式にしたがった風車事業は大変迷惑しますので、お引き取り願います。また、仮に苦情があったときには停機します、としたとしても、風車というものは回すために建てるのに止めるのでは意味がありません。それなら初めから無理してまで建てなければいいのです。</p>	<p>調査、予測及び評価の結果をもとに事業計画及び環境保全措置を検討いたします。</p>

76	<p>●「配慮書では、・・・重大な環境影響の比較評価を行った。その結果、2案ともに環境影響をより低減する風力発電機の構造を採用することに努め、今後、適正な構造の採用、環境保全措置等の検討により、更なる影響の回避・低減が可能と評価した。」(2-3(5))と言ひ、民家から500m、児童養護施設から1km離し、基数を削減したとのこと。これにより、騒音については何がどう変わったのかがありません。それどころか、平田地区は、配置が平田側に寄ってきていることと1基追加された分、影響が増大している有様です。それとも1~2kmも離れば、被害はないとも言うのでしょうか。あちこち調べればわかりますが、1~2kmの間での被害は多いのです。これを否定するのであれば、資料を示しますので、その時は、撤退を確約してください。</p>	<p>調査、予測及び評価の結果をもとに事業計画及び環境保全措置を検討いたします。</p>
77	<p>●方法書について問い合わせたところ担当者が不明と言われました。I氏は、教育不足で申し訳ないと言っていました。このようなことでは困ります。問い合わせの体制も何も準備ができていないのに方法書を縦覧しなければならない程、風車事業というものは、そんなに急いで進めなくては行けない事業なのでしょうか。どこかから、はやくやれ、という圧力があるのでしょうか。</p>	<p>問合せ等については、適切に対応できるように努めます。また、今後も周辺住民との対話を通して事業計画を検討いたします。</p>
78	<p>●シークエンス景観が観光資源になったり、風車の絵の包装紙で包まれたお土産が売られて観光資源になっているならともかく、風車が景観の主題となってしまうような今回の事業には、反対します。蓬田岳から見ると沢又山の景観は、風車の背景となってしまいます。私の家は、標高620mの高い所にあります。景観を重視して移住してきた私たちには先住権というものがあると思います。あとから入ってきて、地域からの支持がない事業をしても、そちらが優先されるのでは、企業によるパワハラです。話し合いが必要なのではないのでしょうか。身近な眺望の調査地点として、打違内の花いっぱい運動の花を構えている場所(I氏宅前)からの景観もフォトモンタージュで示す必要があると思います。</p>	<p>景観について調査、予測及び評価の結果をもとに事業計画及び環境保全措置を検討いたします。</p>
79	<p>●風車の騒音測定データ(事後調査や苦情対応)は、県知事に提出させてデータを集積し、騒音対策に生かすことが必要だと思ひます。そのためにも、適切な測定方法や評価基準の研究が急がれるのではないのでしょうか。現状ままで、風車事業を容認しては、風車の近くの住民だけが、しわ寄せを受ける風車推進社会システムで終わってしまいます。</p>	<p>騒音については、有識者が検討を重ね、パブリックコメントを得て公表された最新の知見である「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(平成29年5月26日、環水大大発第1705261号)に基づき、調査、予測及び評価を行います。</p>
80	<p>●糠塚地区産業廃棄物最終処分場の稼働にともなうガス(硫化水素、二酸化窒素)が風車を劣化させることはないのでしょうか。準備書の記載によると、硫化水素の基準値は、0.2ppmですが、排出源である浸出液処理施設の埋立廃棄物からは2000ppmのガスが発生するといひます。ところで、県立勿来高校科学部の研究によると、入遠野地区の立ち枯れの原因は工場等の排ガスを含む空気が、海風に乗って谷あい吹き上がり、背後の山に沿って上昇し、それによる雲が酸性雨を降らせるのが原因だとしていひます。類似のメカニズムで、蓬田岳や沢又山に沿って上昇した硫化水素を含んだ空気による雨が、風車や関連設備の劣化を早め、採算が取れないまま、風車の店晒しになりはしないか心配です。</p>	<p>最終処分場から発生する硫化水素は規制されております。ご指摘の事業の準備書及び評価書によると、硫化水素が敷地境界において基準値の0.2ppmとなるような排出源の濃度(2,000ppm以上)となることは想定しにくいと記載されていひます。また、二酸化窒素については、廃棄物及び覆土材の運搬車両の運行及び埋立・覆土用機械の稼働による発生程度であり、同準備書においても基準値以下となつていひます。したがって、本事業の対象事業実施区域において、酸性雨被害が特別に大きくなることはないと考えられます。</p>

81	<p>● 沢又山では、風車事業者はいつも企業名と環境コンサルタント会社の名称を変えて、別の事業のような体裁をとり、住民の目をくらますようなことをしています。何かあったら、あのときは違う事業なので(7-60(374))、とか、そういうことは聞いていません、とかで逃げる手段の一つにしているような気がします。反対で行き詰まってくるとそのうちにまた名称を変えて乗り切る手段とするでしょう。仮に事業者にとってはそんなことはないとしても、私たち地域の住民にしてみると、どんな事業者がやろうと同じ風車事業でしかありません。実際、沢又山高原風力発電事業のときに平田村議会として反対という結論を出した当時の阿部議長は、同じ場所でやるのだから今回の事業も反対という結論に変わりはない、という見解です。村として結論を出すのだから、常任委員会でもよく検討し、議会としても丁寧に議論して出した結論であると当時を振り返って話してくれました。福島県は、原発事故を起こし、全部廃炉が悲願の中で、それではそれに代わる電源としての風力をどうするか、議員の中にも風力は必要だという意見もあったが、最終的に風力反対という結論になった、と話してくれました。</p> <p>この結論の重みを知らない事業者が、別事業だとか、予測評価の結果を見てうんぬんを言うのは住民の代表である議会軽視も甚だしい。民主主義の日本でこんなことがまかり通っているのでしょうか。平田村議会は、沢又山高原での風車には反対です。</p>	<p>周辺住民との対話を通して事業計画を検討いたします。</p>
----	---	----------------------------------

82	<p>●福島県知事は、風車の配置等につき「現時点では計画の熟度が低く、ほとんどの事項が未定及び検討中とされていることから、今後、十分に検討を加えて、環境影響評価方法書・・・においては、それらの具体的内容を明かにすること」(7-95(409))と意見を述べています。それにもかかわらず、草地に3基、林地に2基にして減らしたくらいのことしか明らかにできていません。協議、協議と言葉を並べたり、具体的内容の提示を先送りしないで、もっと時間をかけて検討すればいいだけではないでしょうか。なぜそんなに急いで、先送りしなければならないのでしょうか。あちこちに整合性のない生煮えの方法書なのに、なぜ方法書を急ぐのでしょうか。</p> <p>これでは方法書や準備書の意味がなくなってしまうし、知事意見さえもそこらに置いて、急げとあせっているとしか思えません。騒音についての記載でも、「影響の程度を方法書に具体的に記載すること」(7-99(413))とされているのに「適宜方法書にも記載してまいります」とは言ってはみたものの、何もありません。それどころかM氏は、方法書は環境への影響を調べるための方法を書くのだから、影響の程度を示すような、計画段階環境配慮書にあった図のようなものは提示する必要がないとまで言い切りました。そんなことを言ってケツをまくるのなら、このような事業者見解を出さなければいいのです。方法書に書いてある以上は、準備書を出す前に早急に計画段階環境配慮書あらましの4ページ、5ページのような簡易予測結果は出してもらいたいと思います。</p> <p>廃棄物についてもそうです。処理方法を方法書に具体的に書くように(7-105(419))言われているのに具体的な処理方法は、準備書に書くという。現段階で記載できることは、どんどん書けばいいのではないのでしょうか。そうでないと事業の姿が見えてこなくなってしまう。姿が見えてくると意見も出てくるので、それは避けたいということなのではないでしょうか、No.45住民協議についての県知事意見は、「(3)事業実施想定区域周辺は、農畜産業の盛んな地域であるため、サルナシ等の特徴ある農作物の栽培やウシ、ニワトリ等の家畜の飼育等に影響のない計画とすること。」(7-106(420))であった。ところが、事業者見解は、牧場内に風車を設置して苦情はない、協議していくということだけです。これが回答なのではないでしょうか。それでは、ドイツやデンマークで風車が原因で乳牛の生産量が減ったとして農家が企業を訴えているというのは作り話なのではないでしょうか。また、協議していくと言いますが、先に協議して、良くも悪くもその結果を方法書に書けないのでしょうか。方法書の段階でできることは、どんどんやればいいのではないのでしょうか。</p> <p>玉川村長からも水に関して、「万が一そのような影響が出た場合の具体的な対応策も示すこと」(7-106(420))と意見を述べられているのに、同じように7基を5基にしただけの、協議をするだけのくらいのことしか回答できないのでは、村長意見も何も無視しているとしか思えません。協議するということであれば、現段階で協議した結果を書けばいいのではないのでしょうか。なぜ協議しないのでしょうか。今年は、雪が少なかったせいか、母畑のダムも小町ダムも水位が下がっていると聞いています。芝山のふもとの家では水の出が細くなったということも聞いています。水源になっている沢又山には手を付けたくないと思っています。</p> <p>さらに「身体的影響等が発生した際の具体的な対応策も示すこと」(7-88(402))と言われているのに「発生しないような計画にする」と言い、協議するよう努めると言うだけで、何の協議もしていません。そんなことはいつでも案を出して協議してゆけるものではないのでしょうか。測定以前のことだと思うのですが。なぜ測定が先になるのでしょうか。</p> <p>「(4)本事業計画については、以後に作成されるいずれの環境影響評価図書においても、・・・本知事意見等についても勘案すること。」(7-106(420))に対して、「知事意見を勘案してまいります」と回答しているのに勘案していない意見が多すぎます。法律を改正して、環境影響評価図書は縦覧する前に知事が内容改善箇所を命令できるようにしなければ事業者の意のままになり、環境影響評価図書が形骸化してしまいます。住民が選んだ知事の意見を平気で無視する事業者もいます。知事のチェック権・改善命令権の創設を求めます。県としても環境影響評価法の改正に取り組んでください。</p>	<p>今後、調査、予測及び評価の結果をもとに事業計画及び環境保全措置を検討いたします。</p>
----	--	---

83	<p>●ひととめにししないで個々の意見を載せたというところはある意味で大変評価できるが（スキャナー読み取りによる誤字が散見されることと言わんとする意味が読み取れなくなっている箇所もあり、更なるチェックも必要）、事業者見解がひどい。大臣答弁より悪い。事業者見解で触れるべき点が完全に欠落しているものがほとんどです。これは、事業者に改善を求めてもお互いにやっていることで無理なので、前項同様、法律の改正で知事のチェック権・改善命令権の創設しかありません。</p>	<p>意見書は要約等をせずに全文を掲載した上で、いただいたご意見毎に事業者見解を記載いたしております。</p>
84	<p>●本当に、風力発電は地球温暖化の防止になるのでしょうか？ 地球の温暖化防止のためにはCO₂を排出する石油や石炭による発電を減らす必要があります。風力発電が稼働している時間帯に火力発電を減らせばそうなります。M氏は、東北電力は火力を絞ると言いましたが、国の目標である再生可能エネルギー電源構成比率22～24%になっていない現時点では、それが風力の寄与によるものなのか、単に需要が少なかったからなのかはわかりません。結局、風力発電によって火力発電の出力を下げたと言えるほどの事実はないのです。ただ、系統連系していれば、多少は風力が電力を担っている分、地球温暖化の防止になっているとは言えますが、周波数の変動誤差の中に消えてしまい、対象事業の目的に書けるような寄与はできるものではありません。M氏は、風力発電所は家庭での太陽光発電の何倍も発電するし、集まれば効果が現れると言いました。しかし、伐採や土地の改変により水源に影響を与えたり、住民生活に被害を与えたり、生き物のすみかを壊したり、住民の間に分断をもたらしても風車の効果の方が価値が大きいというのでしょうか。長く住んでいる私たち地域の住民にとって、今回の風車計画はグリーンエネルギーではなく、ブラックエネルギーです。何か、大切に考えているものが違っている気がします。現時点では、私たちにとっては省エネや渋滞緩和の方がずっと効果があるのです。</p> <p>また、7-68(382)の事業者見解において、「地球温暖化に関わるCO₂の影響は、長期的視点で効果が現れます。気候変動枠組条約締結国会議の近年の動向をご覧頂ければ日本を含め、各国のCO₂排出量の実績・現況をご確認することができます。」とありますが、この何年かのCO₂の減少要因は、風車によるということなのでしょうか。M氏からは、回答をいただけてはいません。なぜ答えられないのでしょうか。事業者見解が出ているきいうことは、すでに検討済みのはずなので、すぐに回答できるということなのではないのでしょうか。今回の事業は、地球温暖化の防止に対する期待に応えることを目指す計画であると宣言しているのですから(2-1(3))、沢又山に風車を建ててもCO₂排出量が減らなければ、計画の目的自体が揺らいでしまい、それほど必要な事業でもないということになります。</p>	<p>地球温暖化の原因であるCO₂の削減のために、再生可能エネルギーと火力のエネルギーミックスを実現させる必要があります。</p> <p>そのためにも、風力発電事業を実施する必要があると考えております。</p> <p>CO₂は目に見えないものであり、試算と長期的な気象、気候の変化などをもとに予測していかなければならないものです。</p> <p>本事業によるCO₂排出削減量がわずかであったとしても、その蓄積により、地球温暖化防止に寄与できるものであることについて、ご理解頂きたいと思っております。</p>

<p>85</p>	<p>●日立サステナブルエナジー株式会社の言い分は、現況を調査し、予測・評価し、必要な保全措置を実施するということですが、私たちは、1km～2kmのところでも実際に苦情が発生していることを確認していますし、資料もコピーさせてもらっています。滝根小白井の騒音レベルは、1.2km地点で1か月間の全日平均値は昼間41dB、夜間39dBです。松山の騒音レベルは、1.5km地点で屋外29.5dB～42.4dBです。これで眠れないという苦情です。日立サステナブルエナジー株式会社の言うように「風力発電機の単機騒音は1kmの距離減衰で36dB以下、2kmで30dB以下に減少することを踏まえ、」「事業実施想定区域から2km」では「複数基を合成しても距離減衰のみで40dB以下となる」(4-9(181))と言いつつ評価し、風車を建てて本当に被害は起こらないのでしょうか。松山や滝根では、どうして苦情が出たのでしょうか。その測定方法に何か問題があるか、減衰計算による予測の仕方に誤りがあるか、評価のし方に問題があるのか、何かが違うのだと思います。事業者は、自分の側の主張ばかりをするのではなく、その矛盾の説明をしなければ、実際に起きていることなのだから住民としても納得はできません。事実は小説よりも奇なり、苦情の事実は減衰計算による予測・評価よりも奇なり。だから、計画段階環境配慮書に対する県知事意見2ページで「騒音・・・低周波音についての調査、予測及び評価を計画するに当たっては、それらの感じ方は人それぞれであり、科学的に未解明な部分も多いことから、少なくとも事業実施想定区域境界から約2キロメートルの範囲内にある施設、住宅等を対象とし、過去の被害事例を調査し、・・・」と言われているのではないのでしょうか。これは、配慮書段階で言われたこと（もう、1年9か月も前のこと）なのに日立サステナブルエナジー株式会社はこれからまとめるということでした。その後、エネルギーの風車を納入した他社の事例が1件だけ聞いており、夜間停止して解決しているとの回答がありました。他社のことなので、場所とかのその他のことは言えないとのこと。これではこの貴重な事例を調査して今後の被害対策に役立てようにも何の役にも立ちません。公にせず、こんなことを繰り返しているから、いくら現況調査、予測、評価しても被害対策ができないのだと思います。風車事業で苦しんでいる人が沢山出ているというのに、風車事業には隠し事が多すぎて、事業者の言うことが信じられません。本来なら、この度の方法書にその調査・分析結果を載せて、上の疑問の解説をしなければならないはずですが。こうした知事意見にも応えられない隠蔽体質業界には失望を感じます。ただ環境調査、環境調査と言って調査に突っ走るだけでは問題が解決しないので、複雑になるのです。この1件の被害事例も積極的にアンケートを取ったりして調べたのではなく、聞いて知ったという程度の事例収集にしかすぎません。こんな事業者に沢又山で事業をしてほしくはありません。</p> <p>『3騒音、振動及び低周波音について・・・(3)騒音等の聞こえ方には個人差があり、風力発電機の立地環境や住宅環境も異なることから、・・・過去の被害事例等も調査し、風力発電機の配置、稼働制限等の措置を含め、現実の風向きによる影響を反映する等・・・具体的に記載すること・・・』</p> <p>((仮称) 遠野風力発電事業環境影響評価方法書に対する福島県知事意見) と他の事業でも被害事例調査についての言及があります。</p> <p>『1総括的事項・・・(2)いわき市遠野町上根本折松地区等の場合のように、特定の集落や住宅を挟む風力発電機の配置は、環境への影響を倍加する可能性があることから、極力回避すること。・・・』</p> <p>(4)・・・事業の内容や想定される環境への影響等について、住民等に丁寧に説明・周知し、必要に応じて専門家の助言を受ける等して、事業実施について十分な理解を得るとともに、環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)に記載している環境保全措置を確実に実施し、その経過や結果を事業者のホームページにおいて公表する等、積極的な情報公開に努めること。・・・』</p> <p>(次ページにつづく)</p>	<p>騒音及び超低周波音については、今後、調査、予測及び評価の結果をもとに事業計画及び環境保全措置を検討いたします。</p> <p>調査、予測及び評価に当たっては、有識者が検討を重ね、パブリックコメントを得て公表された最新の知見である「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(平成29年5月26日、環水大大発第1705261号)に基づき行います。</p> <p>また、この指針によると「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認できない」、「超低周波数領域の成分の音も含めた実験の結果、周波数重み付け特性としてA特性音圧レベルが音の大きさ(ラウドネス)の評価に適している」と記載されています。このように、風力発電施設から発生する超低周波音と健康影響の関連は確認されていないとされていますが、本事業においては周辺への影響を確認するため超低周波音の調査、予測及び評価を行います。</p>
-----------	--	---

<p>(前ページのつづき)</p> <p>3 騒音、振動及び低周波音について</p> <p>(1) 風力発電機の稼働に係る騒音の調査、予測及び評価については、場所や風向等によって翼の回転による振幅変調音が発生したり、内部の増速機や冷却装置から純音性成分が生じて、周辺地域住民のアノイアンス※につながる可能性についても検討を加えて、その結果を・・・具体的に記載すること・・・(2)・・・また、風力発電機が発する騒音及び低周波音には指向性があるので、特定の風向における測定結果とならないようにすること。』((仮称) 三大明神風力発電事業環境影響評価準備書に対する環境影響評価法第20条第1項の意見) という意見もありますので、測定測定と論点を変えたりしないで、計画段階環境配慮書に対する県知事意見に正面から答える過去の被害事例調査を求めます。</p> <p>「【委員】シミュレーション計算すると思うが、離隔距離が倍離れていても、例えば2kmが4kmになっても、騒音等に係る数値はほとんど落ちない。どのような計算結果になるのか、準備書の結果を待ちます。」(平成27年度 福島県環境影響評価審査会議事録(平成27年8月3日)8ページ)とあります。今回の方法書には、なぜ簡易予測結果がないのでしょうか。離隔距離を500m、1kmはなすと何dBが何dBになるのでしょうか。560mのS-3の民家は何dBが何dBになるのでしょうか?510mを560mにしたというのは、単に距離の問題なのでしょうか。計算した結果なのでしょうか。寿都町の風車から180メートルの特養ホームは何dBなのでしょうか。どうもdBでは解決しない何かがあるように思います。機器的な測定も客観的な評価という点では(正しい方法によれば)大事なことでありますが、事例調査も同様に大事なことでありたいと思います。</p> <p>I氏は、説明会で、被害はあると言っているのだから、それを方法書に書けばいいのに書いていないということは、知事意見に答えていないということになります。したがって、今回の方法書は、方法書として認めてはいけなものです。このようなことが通用するのであれば、悪しき前例となり、他事業者も追従してしまい、方法書がますます形骸化してしまいます。</p> <p>●「風力発電施設から発生する音には低周波音も含まれますが、他の環境騒音(交通騒音等)と比べて特に大きいわけではありません。風力発電施設から発生する音と健康影響の関係については、国内外で様々な研究がすすめられています。風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音(※)と健康影響について、現段階において、明らかな関連を示す知見は確認できませんでした。」(7・76(390))これは、風力発電施設から発生する音と健康影響との関係については関連がないということと同じことなのでしょうか。</p> <p>●「この間、何度も・・・地域住民との会話を重ねてきた。こうした結果から、・・・離隔距離を1km以上、・・・離隔距離を500m以上とする配置計画へと変更する」(2-3(5))と言っていますが、どこの住民が離隔距離を1km以上だとか500m以上だと言っているのですか。これは、日立サステナブルエナジー株式会社が勝手に言っているだけのことで、どこの住民もこんなことは言っていない。言ったというならどこの住民が言ったのか明らかにして下さい。住民の要求は、撤退です。企業による風車の押し売りは御免です。</p>	<p>騒音及び超低周波音については、今後、調査、予測及び評価の結果をもとに事業計画及び環境保全措置を検討いたします。</p> <p>調査、予測及び評価に当たっては、有識者が検討を重ね、パブリックコメントを得て公表された最新の知見である「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(平成29年5月26日、環水大大発第1705261号)に基づき行います。</p> <p>また、この指針によると「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認できない」、「超低周波数領域の成分の音も含めた実験の結果、周波数重み付け特性としてA特性音圧レベルが音の大きさ(ラウドネス)の評価に適している」と記載されています。このように、風力発電施設から発生する超低周波音と健康影響の関連は確認されていないとされていますが、本事業においては周辺への影響を確認するため超低周波音の調査、予測及び評価を行います。</p>
--	---

86	<p>●廃棄処理の不安解消のために基金をつくるというが、どこに積み立てるのですか。役場や法務局のようなところでないと安心できません。</p>	<p>事業開始から風力発電機の撤去まで事業計画に基づく資金計画をしております。</p>
87	<p>●この辺は、地震の時にゴーッという地響きのあとに地震の揺れが来るときがあります。低周波の被害を受けている人の中には、音が柱を伝ってくる、と言いつぶす人がいますし、風向きによっては中原石材や東山石材の音が2キロ以上離れた一区の方の家まで聞こえることがあると聞いていますので、山のとっぺんに風車を建てると騒音が心配です。石狩既設風車から650mの工場従業員の中には健康被害で退職している人が複数いるという記事を見ました。中原石材の方は、大丈夫なのでしょう。近くにも花卉ハウスやイチゴハウスがあり、働いている方がいます。このことを指摘しても何の配慮もされていません。</p>	<p>騒音は発生源のパワーレベルの違いで伝搬する範囲が異なります。 周辺の方々に環境影響が生じないよう、調査、予測及び評価の結果をもとに事業の実施、環境保全措置について検討してまいります。</p>
88	<p>●なぜ撤退の申し入れをしても止めないのでしょうか。申し入れをしても12基が8基になっただけでした。平田、玉川、須賀川の各集落は、今まで通り1kmと2kmの間にすっぽり収まったままで、何も変わってはいません。桧山や滝根小白井は勿論、日本でも海外でも1~2kmの地点で、被害が多数出ているのです。これでは、民家から500m以上離れた、児童養護施設から1km離れたといっても被害の可能性は何にも変わってはいません。方法書での風車配置は、平田にとっては、最悪の配置になっています。山の頂上（二つある）に立てることとその中間に1基追加されているからです。沢又山高原風力発電事業とは別事業だからと言う論法で、当時の住民の要望を踏みにじるような横暴を正当化することを許すことはできません。これが申し入れの結果なのでしょう。企業の事業目的は住民の要望を上回るということなのでしょう。企業によるパワハラです。企業の品格の低下を感じます。この事業は、即刻、中止してください。</p>	<p>周辺の方々に環境影響が生じないよう、調査、予測及び評価の結果をもとに事業の実施、環境保全措置について検討してまいります。</p>
89	<p>●たまに夜中8~10時ごろにバイクの騒音が聞こえることがあります。音からしてモトクロスバイクだと思います。風車ができるので山への道路ができるので、モトクロスバイクのいいコースになるような気がします。恐らく、風車道のコースを走る騒音問題が出てくるのではないかと懸念しています。以前、バイク騒音問題があったので。夜間は入り口を旋錠するようにして下さい。</p>	<p>風力発電機につながる道の管理方法は周辺住民との対話を通して検討いたします。</p>

90

●あくまで人間が聞こえなければ音（騒音）として成立しない分野の場合にはA特性やG特性などを用いて評価するというが、この前提には疑問が投げかけられています（低周波音被害について医学的な調査・研究と十分な規制基準を求める意見書 2013年（平成25年）12月20日 日本弁護士連合会 12ページ、19ページ、20ページ）。したがって、F特性（平坦特性）により測定すべきではないでしょうか。その外にも、次のような記述があります。「平坦特性とFFT分析を使って測定し、風車の音は10ヘルツ以下の超低周波音領域に大きな音圧の風切り音とその倍音を持つことがわかった。この領域を過小評価するA特性で風車の音を扱ってはならないということである。また、国・環境省が用いる3分の1オクターブバンド法以上に周波数成分を分解できる12分の1オクターブバンド法によって風車の健康被害を解明すべきである。」（石狩風車の低周波音測定結果と健康被害 元札幌医科大学講師・山田大邦氏の論文より <http://www.chosyu-journal.jp/shakai/6965/>参照）

以下に、米国小児科アカデミー会員であるニーナ・ピアポント博士の著書より紹介します。

「18/48ページ

要するに、私たちが日ごろ騒音と呼んでいるものは、身体の内部にある無数の構造物や空洞に、強力なインパクトを与えるものなのです。・・・Aウエイトは、普通の騒音を研究するための一般的なもので、恐らく良識からでなく慣例だから使っているのでしょう。これは人間の聴覚の周波数反応を複製するためにデザインされています。——空気、外耳、鼓膜、そして中耳にある3つの骨を通した人間の聴覚です。この外耳から中耳にかけての（Aウエイトの）システムは、人間の言語認識で使われる高い音を強調し、中間から低いレンジの可聴音にはあまり重きを置かないか、最小限しか捉えないフィルターです。超低周波音も同様で（20Hz以下と定義されています）。Aウエイトは、1000～6000Hzのレンジの音を少し強調しています・・・そして、だいたい800Hzから下は周波数が低くなるに連れて段々と弱く捉えるようになります・・・人間の前庭器官が非常に敏感に反応する振動周波数の100Hz・・・については、Aウエイト測定は実際の音エネルギーの1/1000しか捉えません（-30dB）。

31Hz・・・

19/48ページ

については、Aウエイトは実際の音エネルギーの1/10,000しか捉えないのです（-40dB）。10Hzは、別の研究・・・でウインド・タービン・シンドロームに似た症状の原因となることがわかっている周波数ですが、Aウエイトでは実際の音エネルギーの10⁻⁷で、つまり1千万分の1しか捉えないのです。

・・・Aウエイトは音が高くなるに連れて、バイアスがかかるからです。つまり、壁にさえぎられる音、音源からみて壁の反対側にいる人は悩ませそうもない音を大きく重み付けします。

壁を通り抜ける音は低い音です。テレビの低い音や隣の部屋の人が話す声、どすどすという足音、・・・こうした音は、壁や窓を振動させることがあります。妙なことに、Aウエイトによる（風車の騒音測定を含む）生活環境騒音の測定は、ちょっとした防音壁で防止できるような周波数に重きを置くのです。

100Hzの耳に聞こえない骨伝導音が人間の前庭システムを刺激することはご説明しましたね。Aウエイトを生活環境騒音の研究に用いることは、正当性が乏しいのです。

・・・非常に低い周波数の音のパワーを測定するには費用もかかり、専用の測定機器もモデル間で標準化がなされていません。しかし、もしウインド・タービン・シンドロームを完全に理解しようと思えば、測定しなければならないのは、この非常に低い周波数なのです。

・・・

37/48ページ

・・・工場労働者に50dBAのブロードバンドノイズ（ホワイトノイズや機械の騒音などのよ
（次ページにつづく）

有識者が検討を重ね、パブリックコメントを得て公表された最新の知見である「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（平成29年5月26日、環水大大発第1705261号）によると、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認できない」、「超低周波数領域の成分の音も含めた実験の結果、周波数重み付け特性としてA特性音圧レベルが音の大きさ（ラウドネス）の評価に適している」と記載されています。

<p>(前ページのつづき)</p> <p>38/48 ページ</p> <p>うなもの)に曝露させている間に心理テストを受けさせました。騒音は低周波成分を含むものと含まないものがありました。低周波成分を含む騒音は、低周波成分を含まない騒音よりも、テストの結果を悪くし、特に低周波騒音に敏感であると自分自身で思っている人は顕著でした。どちらの騒音の方がわずらわしいということはなく、被験者たちはその騒音に慣れることも敏感になることもありませんでした。・・・夜間の騒音は、たとえ夜中に目が覚めたことを覚えていなくても、睡眠を著しく妨害するものです。記憶の分類と日々の貯蔵は寝ている間(特にレム睡眠の間)に行われるので、騒音による睡眠の妨害は——たとえ目が覚めたことに気づいていなくても——記憶や学習の質を低下させます。慢性的にストレスを感じている人は、おそらく海馬の新しい記憶細胞の生存率が減少するために、コルチゾールレベルが長期的に上昇し、記憶と学習の質も低下します。</p> <p>子どもの場合、低周波成分(家の外壁のすぐ近くをトラックが通過するときの、ゴーゴーという音や振動を伴う騒音)を含む夜間の騒音に曝されると、トラック以外の道路騒音に曝されたときに比べて、夜の前半にストレスホルモンが分泌されます。</p> <p>興味深いことに、睡眠を妨害する騒音レベルは意外と低いのです。32dBAの騒音で、眠っている人が動きます。つまり、低いレベルで目覚めているということです。35dBAの騒音では、脳波測定(EEG)でわかる程度に目が覚めます。42dBAで、意識が目覚めます。世界保健機関(WHO)が受忍可能な室内の夜間騒音レベルを30dBAと勧告しているのはこのためです。・・・</p> <p>39/48 ページ</p> <p>低周波成分を含む騒音は、低周波成分を含まない、同じdBAレベルの騒音よりも、うるさく、わずらわしく感じます。……</p> <p>症状は、1Hzの音圧レベルが65dBのときに起こりました。この値は、音響研究所で測定したこの夫婦の聴覚閾値をかなり下回っていました。こうした症状の原因となる周波数はすべて10Hzを下回っており、音圧は80dB以下でした。</p> <p>数年前にオランダの物理学者が測定したように、そしてアメリカのある騒音制御エンジニアが現在測定を行っているように、風車の近くの音のレベルは、この範囲にやすやすと入ることがわかっています。</p> <p>40/48 ページ</p> <p>・・・被害者たちは、決してその騒音に慣れることはありません。実際、その逆なのです。時間が経つにつれて、敏感になっていきます。はじめはそれほどひどくありません。しかし、どんどん悪くなっていくのです。私の研究の被験者たちも、道路騒音など簡単に慣れることのできるタイプの騒音と風車の騒音とを比較して、同じことを言っていました。風車の騒音はそこに住んでいない人にとってはうるさい音ではないだろうと多くの人は言います。しかし、一晚滞在したお客さんも悩まされたと言った人たちもいました。風車に曝露している家から転居する場合、すべての家族はもっと道路騒音のひどい町や村に転居しましたが、隣に風車の建つ気づかいはない場所でした。</p> <p>したがって、「風車の騒音なんて慣れてしまうだろう」というもっともらしい主張は、風車の近くに住んで苦しんでいる人たちによっても、また臨床的なエビデンスによっても、論駁されているのです。</p> <p>(次ページにつづく)</p>	<p>有識者が検討を重ね、パブリックコメントを得て公表された最新の知見である「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(平成29年5月26日、環水大発第1705261号)によると、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認できない」、「超低周波数領域の成分の音も含めた実験の結果、周波数重み付け特性としてA特性音圧レベルが音の大きさ(ラウドネス)の評価に適している」と記載されています。</p>
---	---

(前ページのつづき)

41/48 ページ

・・・スウェーデン人の研究者たちは数百軒の家庭を調査し、風車からの騒音は交通騒音や航空機騒音、鉄道騒音よりもずっと小さな音量でもわずらわしさを引き起こすことを確かめました・・・。「音量」は、(実測値ではなく) 風車からの距離や風車の定格出力を基に計算されています。騒音は dBA (つまり低周波成分が存在しても考慮に入れない) で予測され、時間平均をとっています。

その結果、調査対象となった人の 15%は風車からの騒音が 38dBA のときに、非常にわずらわしいと感じていました。それに比べて、航空機騒音では 57dBA、道路騒音では 63dBA、鉄道騒音では 70dBA です。風車からの騒音が 41dBA に達すると、35%の人が非常にわずらわしく感じました。屋外の風車騒音が 35dBA を超えると、16%の人が睡眠障害になった。と回答しています。

この研究者たちは、状況をもっと詳しく知ろうと数人の人にインタビューし、私の研究で私がぶつかったのと同じ種類の問題を発見しています。その中には、騒音のせいで自宅から転居した人や、騒音を追い出そうとして家を建て直した人もいました。ブレードの回転や騒音に敏感になったり、自宅で休んだりくつろいだ気分になることができなくなったことで、風車騒音に生活を侵害された、または破壊されたと感じていた人もいました。

このことから、他の騒音源とは異なり、風車については 45～55dBA という近隣住宅地の戸外の騒音基準が問題を引き起こしているのです。風車の騒音は他の騒音とは違って、もっと問題が大きい(おそらく、dBA 測定では低周波音が除外されているために) のですから、同じ基準値を適用することはできないのです。

2007 年にペデシェンは、オランダの物理学者ヴァン・デン・ベルフとの共同研究を行い、このときはオランダで、さらに詳しく風車の周辺のわずらわしさを研究しました。彼らは、他のタイプの騒音と比べて風車の(計算によって算出された)騒音がわずらわしいという同様の結論に達しています。・・・

42/48 ページ

・・・妥当ではない仮定や無効なデータを用いれば、結果は意味のないものになります。」(ウインド・タービン・シンドローム風車症候群：ある自然実験に関する報告) ニーナ・ピアポント、MD、PhD 日本語版訳 鶴田由紀より

<http://www.eindturbinesynrome.com/img/Japanese-final-6-6-10.pdf#search=%25E3%83%8B%E3%83%BC%E3%83%8A%E3%83%BB%E3%83%94%E3%82%A2%E3%83%9D%E3%83%88%27> 参照)

有識者が検討を重ね、パブリックコメントを得て公表された最新の知見である「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(平成 29 年 5 月 26 日、環水大発第 1705261 号)によると、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認できない」、「超低周波数領域の成分の音も含めた実験の結果、周波数重み付け特性として A 特性音圧レベルが音の大きさ(ラウドネス)の評価に適している」と記載されています。

91	<p>●4-27(199)ページには、絶滅危惧Ⅰ類指定のクマタカの「主な生息環境が存在し」、風車建設により「その一部が改変されることから、生息環境の変化に伴う影響が生じる可能性がある」と予測されています。広島クマタカ生態研究会・代表の飯田知彦氏は、クマタカは、樹上に巣をかけ、その大きさは直径1.5～2メートル近くにもなるので、巣を支えるには大木が必要で、そういった適した場所は、広いクマタカの生息地といえどもほとんどないので、現在では、生息地内にクマタカの巣はひとつしかないのが普通であると言っています。また、「人の目で見ると、ある営巣地がなんらかの原因で使用できなくなっても、近くに同じような代替地があるように見えるときがある。しかし実際は、現在の営巣地近辺で行われる工事などによって現在の営巣環境が失われると、そのペアは全く営巣地を変えようとはせず、繁殖活動を行わないまま何年もの間ただそこで暮らすだけ、という状態が生まれることがわかった。つまり、クマタカのペアにとって、繁殖地というのは一度決めたらほとんど不変なもので、代替性のきわめて低いものなのである。」とも言っています。一般に、大型の鳥は、場所への執着性が強いのが普通ですが、「クマタカの場合、特にそれが強い生物であるように思われる。クマタカは容易には営巣地を変えないため、現在の営巣林と周囲の生息環境を一体的に保護する。この際の留意点は、単に巣を保全するというだけでなく営巣地を中心とした生息地の森林の生物多様性を守るということでなければならない。」との飯田氏の意見からすれば、林地に2基建てることは勿論のこと、草地の3基も建てるべきではないし、沢又山が、クマタカにとって狩をする場所であろうと営巣場所であろうと、クマタカと鳥獣保護区とを一体的に考え、その生息環境を守らなければならないと考えます。一体、長年、指定されてきた鳥獣保護区をその一部でも指定解除するだけの必要性があるのでしょうか。「伊豆市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業・・・に関する条例」では、「第7条 市は、景観、自然環境・・・の保全と再生可能エネルギー発電事業との調和を図るため、次の各号に掲げる区域について事業を抑制する区域（以下「抑制区域」という。）として指定する。」として、「(1)伊豆市景観まちづくり条例・・・(2)森林法・・・(3)自然公園法・・・(4)鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律・・・の規定により指定された鳥獣保護区」とし、「第9条 市長は、・・・風力を再生可能エネルギー源とする事業において、事業区域の全部又は一部が抑制区域内に位置する場合は、・・・同意をしないものとする。ただし、次に掲げる事業については、この限りでない。・・・(2)風力を再生可能エネルギー源とする事業にあつては、・・・高さが10メートル以下の事業」のように鳥獣保護区を外す内容になっています。これが、取るべき態度ではないでしょうか。ましてや、事業者の側から風車のために一部にかかってもいいでしょうかなどという発想自体が、鳥獣保護の精神に反しています。I氏は、風車事業を中止しても不都合はない、と説明会で答えているのですから、鳥獣保護区にはかからない事業として下さい。国も国有林や鳥獣保護区のバーゲンセールはしないで下さい。</p>	<p>今後、猛禽類について、調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、事業計画及び環境保全措置を検討いたします。</p>
92	<p>●放射能対策として、車両などのタイヤ洗浄装置が必要になるかもしれません。葛尾風力株式会社は、帰還困難区域での事業のせいもあるかもしれませんが、タイヤ洗浄装置の使用をすることになっています。土壌を掘るのであれば、万全を期していただきたいと思います。</p>	<p>工事中に発生する土壌の扱いは最善の注意をはかります。</p>

<p>93</p>	<p>●「被害者を救う意思があるのであれば、・・・風車の建設も稼働も停止するしかない。被害者救済の意思が無いからこそ、ローターの回転を落とそうなどというのであり、そもそも、極めて剛性の高い現代の風車の回転数を落としても、周波数がより低域に移動し被害が無くならないだけでなく、より深刻になる。周波数がより低くなれば、到達力が倍加するからだ。・・・低周波音被害は、・・・空気振動が、空間を突き抜けて受音側へ到達し被害を与える。元から存在していた背景の空気振動 (B) に、加害音圧レベル (A) が加算され被害が生じる。・・・問題は加害音圧レベルの (A) であるにも拘わらず、参照値や感覚閾値は (A) を考慮せずに、実測値の音圧レベルが (B+A) で構成されたまま、A と B を峻別せず ^な ^ま 織い 交ぜに語ることで、被害が拡大してきた。・・・環境省は、「『参照値』とは、発生源の稼働状況と苦情内容に対応関係がある場合に用いるものです。具体的には、測定された「ある周波数の低周波音が、その値以上であれば、その周波数の低周波音が苦情の原因である可能性が高い」と判断するための、「その値」であって、周波数毎に定めています (1/3 オクターブバンド中心周波数毎及び G 特性音圧レベル)」として、測定された実測値には「B」が含まれているにも拘わらず、「元から存在していた背景の空気振動 (B) + (A)」と参照値を比較することを勧奨し、加害音圧レベル「A」を無視している。参照値や聴覚閾値の何処に加害音圧レベルがあるというのか。参照値や参照値の類と低周波音被害には何の関係もない、・・・しかも大型風車の空力音はローターとタワーの交叉時に発生するので、主に 1Hz 以下に基音が発生するから、5Hz 未満に決まりがないポーランドやスウェーデンのガイドラインでは、日本の風車被害者はたった一人も救済できない。また、その基音に対する倍音は 10 数次にも達するが、その倍音をどれ程求めても対策はできない。対策は基音に対してのみ可能であるからだ。・・・音源から空気振動が受音側へ到達したか否かは 3dB (エネルギーは 2 倍) 差が確認できれば被害判定可能であり、対応する被害が「どうもない→苦しい」と一致していれば良いのだ。」。(特定非営利活動法人 低周波空気振動被害者の会ホームページより https://p-kichi5206.wixsite.com/abvv/nichibenren 参照) 檜山での測定結果によると「2dBA 以上の差異があれば風車として認識できる」との測定結果が出ている(桧山高原風力発電所馬洗戸地区における風車騒音の測定結果について平成 25 年 6 月 5 日 2 ページ)ので、3dB 差が確認できれば被害判定可能という主張は納得できると考えます。フランスも夜間は、暗騒音レベルプラス 3dB で規制(近隣騒音規制法(1992))しています。(諸外国における風力発電所に係る環境影響評価について(騒音・低周波音関連) http://www.env.go.jp/policy/assess/5-2windpower/wind_h22_3/mat_3_3-4.pdf#search=%27E3%82%A6%E3%82%A3%E3%82%B9%E3%82%B3%E3%83%B3%E3%82%B7%E3%83%B3%E5%B7%9E%E3%81%AE%E9%A2%A8%E8%BB%8A%E8%A6%8F%E5%88%B6%27 参照)したがって、日立サステナブルエナジー株式会社がやろうとしている測定、予測、評価の方法には同意できません。方法書にある騒音・低周波音の調査、予測の手法によっては被害を防ぐことができないと考えますので、この方法には反対します。そして、疑問に答えられず住民の納得が得られないまま、強引に事業を進めるのであれば、苦情があったときにはいつでも電話一本で無条件に風車を止める約束でなければ建ててもらっては困ります。電話一本で風車を止めるのがいやなら、風車を建てなければいいだけです。風車を建てようとするから、止めるように言われるのだから、それがいやなら撤退すればいいのです。それでも無理に建てようとするなら係争中の安岡沖洋上風力発電事業のように風力発電所建設差止仮処分命令申立書を出すしかなくなります。このようなことだけは避けたいとは思いますが、万一のために担当している道山弁護士に訴訟手続きなどについては聞いたりしています。まず調査してからとか、因果関係があればとか、診断書があればとか言われてもこちらはお金もかかるし、証明はできないのだから、要求されても困ります。</p>	<p>今後、騒音及び超低周波音について、調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、事業計画及び環境保全措置を検討いたします。</p>
-----------	---	---

94	<p>●いろいろ調べてみると風車騒音の問題は、低周波音や超低周波音が混ざった可聴音の問題のようです。まず、設置予定の風車からどのような周波数の音は何 dB (F 特性で) 出るのかの詳しい測定をすることだと思います。そして、メーカーも定格風速からカットアウト風速までのデータの提示が必要です。測定機器メーカーの標準製品としては、普通は 1Hz 以上の周波数の音しか測れませんが、メーカーは特注で製品として出した実績はある、と言っているのです、1Hz 以下も詳しく調査する必要があります。オリックスレンタルなどもここを測定できる機器を保有しているので、空いているときは借りられます。この辺りの調査は、風車事業者は当然のこと、検討委員会などにより軽視・無視されてきたところですが、ここがポイントになっているように思います。窪田泰氏は、調査経験から低周波の波長の 7 波長分ほど届くと言っています。これは、2Hz で 1km、1.2Hz で 2km、0.5Hz で 4km は届く計算になります。また、評価方法も考え直さなければなりません。風車事業を進めやすい評価方法ではなく、住民の生存権、健康を守る評価方法が求められています。試算としては、暗騒音 (いくら低くても) プラス 2dB が妥当なものと考えます。それは、2dB の違いを認識できるからです。風車が 1Hz 以下の音を出しているのかの調査、測定機種の更なる改良、風車騒音の公的測定機関の設立などにも予算を付ける必要があります。さらに、ガイドライン的なものではなく、経済活動を規制する法律も必要です。このままでは、企業と住民の間の権利の不公平が放置されたままで、被害は増える一方です。苦情の発生を考えると 2km 以内の大規模な風力事業は禁止する必要があります。将来的に、風力発電が必要なのであれば、風力ゾーンを指定しないと国民は安心して住めなくなります。</p> <p>日本は、法整備をせずに風力を推進してきましたが、集落の近くに計画したり鳥獣保護区にかかったりと場所的にも、もう限界にきています。国民を守り、公正な企業活動のルールをつくり、電力や地球温暖化問題にも取り組まなければならないのは国や県の仕事だと思います。国が法律を制定しないのなら、県が先進的な風車条例を制定しなければなりません。</p>	<p>今後、騒音及び超低周波音について、調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、事業計画及び環境保全措置を検討いたします。</p>
95	<p>●I 氏は、2 キロ離すのでは事業が成り立たないと言いましたが、中止したらどんな不都合があるのでしょうか、何か問題があるのでしょうか。事業のためにはある程度の迷惑は仕方がないということでしょうか。今の日本には、2 キロも離して事業ができるようなところはどこにもないほどに風車が建ってきていますが、ここは不都合を忍んで、何とか住民のために中止していただけないでしょうか。沢又山と東山に風車を建てるのは、水源や水の問題、騒音・低周波音の問題、鳥獣保護区、自然景観、地元調整、市や村の地域計画との整合性、市や村の支持、福島県再生可能エネルギー推進ビジョンにある地元住民等との合意形成原則、前事業者との事業権調整、クマタカの生息環境の存在、牛農家との補償交渉、風車が建ったときの停止条項、騒音の予測評価方法、「ご理解いただきたい」の繰り返しだけでは理解できない、などを考えると難しいのではないかと思います。M 氏には、誠実に質問に対応していただく過程で、こちらの言い分も十分に理解していただけていると思いますので、よい関係がつけられる賢明な判断をお願いします。</p>	<p>今後も周辺住民との対話を通して事業計画を検討いたします。</p>

○日刊新聞紙における公告

福島民友新聞社・福島民報新聞社（平成 31 年 1 月 24 日（木））

お知らせ

環境影響評価法に基づき、「（仮称）須賀川・玉川風力発電事業 環境影響評価方法書」を作成しましたので、次のとおり公告いたします。

- 一、事業者の名称
日立サステナブルエナジー株式会社
代表者の氏名
取締役社長 石田 桂
事業者の所在地
茨城県日立市幸町三丁目2番2号
- 二、対象事業の名称
（仮称）須賀川・玉川風力発電事業
種類
風力発電所設置事業
規模
発電設備出力 最大二万三千キロワット
- 三、対象事業実施区域
福島県須賀川市小倉字東山地区周辺の丘陵地上
- 四、関係地域の範囲
福島県須賀川市、玉川村、平田村、郡山市
- 五、縦覧の場所
福島県生活環境部環境共生課、福島市環境課（本庁舎）、須賀川市役所環境課、須賀川市小塩江公民館、須賀川市大東公民館、玉川村役場総務課、玉川村役場須釜支所、平田村役場住民課、郡山市役所生活環境課、郡山市田村行政センター（いずれも開庁時のみ）

電子縦覧
<http://www.hitachi-capital.co.jp/hitachi-sustainable-energy/index.html>

期間 平成三十一年一月二十四日（木）から
平成三十一年二月二十五日（月）まで

- 六、意見書の提出 環境影響評価方法書について、環境保全の見地からの意見をもちの方は、書面に住所、氏名、ご意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けておられます意見書箱にご投函下さるか、平成三十一年三月十一日（月）までに一八、問い合わせ先へ郵送ください（当日消印有効）
- 七、住民説明会の開催を予定する場所・時間
東山ふれあいホーム（須賀川市小倉桐久保19）
一月二十七日（日）十三時から十五時まで
四辻新田農業研修所（石川郡玉川村大字四辻新田字村中131-2）
二月十日（日）十三時から十五時まで
平田村中央公民館（石川郡平田村永田字切田158-5）
二月十二日（火）十八時から二十時まで
二瀬地域公民館（郡山市田村町柄本字市穀4-2）
二月十日（日）十八時から二十時まで
- 八、問い合わせ先
日立サステナブルエナジー株式会社 開発グループ
〒317-0073 茨城県日立市幸町三丁目2番2号
電話 0294（55）78008

お知らせ

環境影響評価法に基づき、「（仮称）須賀川・玉川風力発電事業 環境影響評価方法書」を作成しましたので、次のとおり公告いたします。

- 一、事業者の名称
日立サステナブルエナジー株式会社
代表者の氏名
取締役社長 石田 桂
事業者の所在地
茨城県日立市幸町三丁目2番2号
- 二、対象事業の名称
（仮称）須賀川・玉川風力発電事業
種類
風力発電所設置事業
規模
発電設備出力 最大二万三千キロワット
- 三、対象事業実施区域
福島県須賀川市小倉字東山地区周辺の丘陵地上
- 四、関係地域の範囲
福島県須賀川市、玉川村、平田村、郡山市
- 五、縦覧の場所
福島県生活環境部環境共生課、福島市環境課（本庁舎）、須賀川市役所環境課、須賀川市小塩江公民館、須賀川市大東公民館、玉川村役場総務課、玉川村役場須釜支所、平田村役場住民課、郡山市役所生活環境課、郡山市田村行政センター（いずれも開庁時のみ）

電子縦覧
<http://www.hitachi-capital.co.jp/hitachi-sustainable-energy/index.html>

期間 平成三十一年一月二十四日（木）から
平成三十一年二月二十五日（月）まで

- 六、意見書の提出 環境影響評価方法書について、環境保全の見地からの意見をもちの方は、書面に住所、氏名、ご意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けておられます意見書箱にご投函下さるか、平成三十一年三月十一日（月）までに一八、問い合わせ先へ郵送ください（当日消印有効）
- 七、住民説明会の開催を予定する場所・時間
東山ふれあいホーム（須賀川市小倉桐久保19）
一月二十七日（日）十三時から十五時まで
四辻新田農業研修所（石川郡玉川村大字四辻新田字村中131-2）
二月十日（日）十三時から十五時まで
平田村中央公民館（石川郡平田村永田字切田158-5）
二月十二日（火）十八時から二十時まで
二瀬地域公民館（郡山市田村町柄本字市穀4-2）
二月十日（日）十八時から二十時まで
- 八、問い合わせ先
日立サステナブルエナジー株式会社 開発グループ
〒317-0073 茨城県日立市幸町三丁目2番2号
電話 0294（55）78008

○地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

広報ひらた（平成 31 年 1 月 31 日発行）

暮らしの 情報 Information

村民憲章

- 一、健康で働き、豊かな村をつくりまします。
- 一、自然を愛し、住みよい村をつくりまします。
- 一、親切をつくし、明るいい村をつくりまします。
- 一、教養をたかめ、文化の村をつくりまします。
- 一、きまりを守り、平和な村をつくりまします。

総務課	☎ 55-3111
住民課	☎ 55-3112
税務課	☎ 55-3113
出納室	☎ 55-3114
産業課	☎ 55-3115
地域整備課	☎ 55-3116
健康福祉課	☎ 55-3119
議会事務局	☎ 55-3558
教育課（教育委員会）	☎ 55-2969
中央公民館	☎ 55-2131
ひらたフィットネスクラブ	☎ 55-3206
学校給食センター	☎ 55-3600
地域福祉センター	☎ 55-3500
農業構造改善センター	☎ 55-2019
林業研修会館	☎ 54-2057
ジュピアランド	☎ 55-3535
ひらた管理事務所	☎ 55-2107
蓬田こども園	☎ 55-2107
小平こども園	☎ 54-2003

確定申告のお知らせ

確定申告は自宅ですらでも作成できる、国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」が便利です。作成した申告書は、e-Taxでそのまま送信するか、書面印刷し郵送で提出すれば税務署会場の混雑とも無縁です。

※郵送の場合、申告書等の控えと切手を貼付した返信用封筒を同封すれば、收受印を押印した控えを返送いたします。

須賀川税務署の平成30年分所得税等の確定申告書作成会場は2月18日（月）～3月15日（金）※土日を除く

■場所 須賀川市産業会館

※確定申告書の提出に当たっては、マイナンバーの記載と本人確認書類（マイナンバーカードまたは通知カード＋免許証等）の提示または写しの添付が必要です。

※税務署庁舎では申告書作成会場

復職支援セミナーのご案内

医療法人誠励会では、職場復帰をお考えの看護職・介護職の方々に向けたセミナーを開催いたします。職場に復帰したいけれどプランクがあつて不安な方、お子さんが小さくて職場復帰に踏み切れない方など、お気軽にご相談ください。

■日程 2月16日（土）・5月18日（土）

■時間 9月21日（土）10時～15時

■場所 中島病院（石川町）またはひらた中央病院

お問い合わせ先 ☎0247-1551-3333 担当／大沼・新妻

不動産登記、相続・遺言、多重債務、成年後見等に関する法律相談

※プランクの有無、年齢制限はありません。参加希望の方はどうぞ受け付けます。

※昼食はご準備いたします。

※小さなお子さんをお連れの方は当院託児所でお預かりいたしますので、安心してご参加ください。

開催日 1月17日（木）13時～16時

■場所 須賀川市交流センター「tette」（てつて）3階

須賀川市中町4-1

※事前に予約をお願いします。緊急を要するものについては、最寄りの相談員を紹介します。

秘密は厳守します。

予約・お問い合わせ先（祝祭日を除く、月曜日～金曜日）10時～12時30分、13時30分～16時

☎0120-81-5539

（仮称）須賀川・玉川風力発電事業環境影響評価方法書の縦覧・住民意見の受付

事業者の名称 日立サステナブルエナジー株式会社

対象事業実施区域 須賀川市小倉字銭神地区の丘陵地上

対象事業の名称（仮称）須賀川・玉川風力発電事業

縦覧場所 平田村役場住民課

縦覧期間 1月24日（木）～2月25日（月）8時30分～17時15分（土・日・祝を除く）

意見受付 縦覧期間中に縦覧場所に備え付けてある意見書箱に投函、または、1月24日（木）～3月11日（月）までに郵送（当日消印有効）

意見の郵送先及びお問い合わせ先 日立サステナブルエナジー株式会社 開発グループ

〒317-0073 茨城県日立市幸町3丁目2番2号

☎0294-1551-7808

（土日祝日を除く、9時30分～18時まで）

○地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

ひらた行政だより（平成31年1月25日発行）

ひらた行政だより 第 273 号 2019年(平成31年)

1月25日発行



ひらた行政だより

発行 平田村役場総務課

所得申告相談のお知らせ ～確定申告の準備はお済みですか？～

平成30年分確定申告相談受付が、2月18日から3月15日まで行われます。申告された内容に基づき所得税、村県民税、国民健康保険税等が決定されますので、申告に必要な書類や証明書、領収書等は早めの取りまとめをお願いします。

会場	月日	曜日	対象行政区等	会場	月日	曜日	対象行政区等
平田村役場	2月18日	月	小平行政区	平田村役場	3月1日	金	永田行政区
	2月19日	火	西山一行政区		3月4日	月	小松原行政区
	2月20日	水	西山二行政区		3月5日	火	下蓬田行政区
	2月21日	木	東山行政区		3月6日	水	打違内行政区
	2月22日	金	上北方行政区		3月7日	木	乙空釜行政区
	2月25日	月	下北方行政区		3月8日	金	上蓬田行政区
	2月26日	火	駒形行政区		3月11日	月	
	2月27日	火	中倉一行政区		3月12日	火	蓬田新田行政区
2月28日	木	中倉二行政区	3月13日	水	九生滝行政区		
別棟会議室				別棟会議室	3月14日	木	鴫子行政区
					3月15日	金	指定なし

◎受付時間 午前9時00分～11時30分 / 午後1時00分～4時00分

◎申告会場 平田村役場 別棟会議室（旧永田小体育館）※昨年と会場が変更になっています。

※2月27日（水）と3月6日（水）は、受付時間を午後7時まで延長します。

※行政区により指定日を設けていますが、都合が悪い場合は、別の日においてください。

※今回の申告から電子申告になります。

※駐車場は、役場駐車場をご利用ください。

【申告に持参する物】

①マイナンバー制度に伴う本人確認書類 …

次のⅠかⅡ（原本又は写し）のどちらかを持参してください。

Ⅰ マイナンバーカード（顔写真のあるもの）

Ⅱ 通知カード又はマイナンバーが記載された住民票の写しなどと次のいずれかひとつ

①運転免許証 ②公的医療保険の被保険者証 ③パスポート

④身体障害者手帳 ⑤在留カード等

②申告相談通知書 … 前回の申告で、営業・農業・不動産・雑収入・配当金・一時金の所得があった方（青色申告者は除く）に役場から送付します。送付された方は、持参してください。

③確定申告のお知らせ … 税務署から送付された方は、持参してください。

④印鑑 … 必ず持参してください。

⑤源泉徴収票・事業主の支払証明書 … 給与所得（給料・賃金等）や年金所得のある方は、必ず持参してください。

(次頁に続く)

毎週水曜日は午後七時まで窓口延長を実施しています

○地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

ひらた行政だより（平成 31 年 1 月 25 日発行）

公共料金のお支払いは便利な口座振替をご利用ください

- ⑥生命保険料の支払証明書 … 生命保険料控除を受ける場合に必要です。
- ⑦地震保険料の支払証明書 … 地震保険料控除を受ける場合に必要です。
- ⑧医療費の領収書 … 医療費控除を受ける場合に必要です。実際に支払った医療費が10万円を超える場合で、平成30年中に支払った医療費の領収書を月別、個人別、病院別に整理してください。なお、高額療養費、生命保険の収入は差し引きになります。
- ⑨セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）による領収書等 … 健康の維持増進及び疾病の予防の取組で、要指導医薬品及び一般用医薬品のうち医療用から転用された医薬品の平成30年中の購入が1万2千円を超えるとき。この適用を受ける場合は、現行の医療費控除は受けることができません。
- ⑩身体障害者手帳・療育手帳等 … 障害者控除を受ける場合に必要です。
- ⑪農業所得の収支内訳書 … 収支内訳書及び農業所得計算ノートを領収書等と一緒に持参してください。雇人費や農作業の委託費、支払小作料等で領収書のない場合や相手先を明確に記載していない場合には必要経費として認められません。
- ⑫免税所得（免税牛）の売却証明書 … 農業を申告する方名義の売却証明書が対象で、繁殖牛・飼育牛を売却した時は必ず持参してください。申告書に原本添付となります。
- ⑬営業所得の収支内訳書 … 所得計算に必要な帳簿書類（現金出納簿、仕入台帳、貸金台帳、領収書等）及び収支内訳書を持参してください。
- ⑭金融機関の通帳等 … 所得税の納税や還付手続をする場合に、申告者本人名義の口座番号が必要です。
- ⑮住宅借入金特別控除を受ける場合の書類 … 住宅ローン等を利用して住宅用地を購入した方、マイホームを新築や購入、増改築等をした時は一定の要件に当てはまれば特別控除を受けることができます。
 - ・請負契約書、売買契約書等の写し ・家屋、敷地の登記簿謄本 ・住民票抄本
 - ・住宅取得資金にかかる借入金の年末残高等証明書 ・源泉徴収票（給与所得等のある方）
 - ・還付金の振込先の口座番号（申告者本人名義）
- ⑯その他 …
 - 平成30年中に土地や建物を売った売買契約書の写し、譲渡のお知らせ、収用証明書、買取申出書、買取証明書等
 - 平成30年中に保険金（死亡・満期）を受け取った保険金支払明細書

*お問い合わせ先:平田村役場税務課/電話 0247(55)3113
 申告会場(平田村役場 別棟会議室)臨時電話(*申告相談期間中のみ)/電話 0247(55)2859

(仮称)須賀川・玉川風力発電事業にかかる環境影響評価 方法書の住民説明会が開催されます

日立サステナブルエナジー株式会社の(仮称)須賀川・玉川風力発電事業にかかる環境影響評価方法書の縦覧が2月25日まで役場住民課で行われています。下記のとおり、住民説明会が開催されますのでお知らせします。

【環境影響評価方法書に関する住民説明会】

日時：平成31年2月12日（火）午後6時から
 場所：平田村中央公民館

*お問い合わせ先:日立サステナブルエナジー(株)開発グループ/電話 0294-55-7808

○インターネットによる「お知らせ」

(須賀川市のウェブサイト)



ホーム [くらし・手続き](#) [イベント・行事](#) [事業者の方へ](#) [行政について](#)

[ホーム](#) [くらし・手続き](#) [ごみ・リサイクル](#) [環境保全](#) [市からのお知らせ](#) (仮称)須賀川・玉川風力発電事業に係る環境影響評価方法書の縦覧

(仮称)須賀川・玉川風力発電事業に係る環境影響評価方法書の縦覧

ツイート [いいね! 0](#)

最終更新日2019年1月24日

1. 事業の名称

(仮称) 須賀川・玉川風力発電事業

2. 事業の概要

- (1) 事業者の名称：日立サステナブルエナジー株式会社
取締役社長 石田 桂
茨城県日立市幸町三丁目二番二号
- (2) 発電所の種類：風力（陸上）
- (3) 発電所の出力：最大23,000kw

3. 事業実施想定区域

須賀川市小倉字銭神1203地内、上小山田字東山1201地内

4. 環境影響を受ける範囲であると想定される地域

小塩江地区（小倉・塩田の各地域の東部）
大東地区（上小山田・大栗・狸森の各地域の東部）

5. 方法書の縦覧

- (1) 縦覧場所：須賀川市役所 1 階 環境課窓口、小塩江公民館、大東公民館
- (2) 縦覧期間：平成31年1月24日（木曜日）～平成31年2月25日（月曜日）
- (3) 縦覧時間：土日・祝日を除く、午前8時30分～午後5時15分
- (4) 電子縦覧：<http://www.hitachi-capital.co.jp/hitachi-sustainable-energy/>



6. 意見書の提出

環境保全の見地からご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・ご意見（日本語により意見の理由を含む）をご記入の上、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函頂くか、平成31年3月11日（月曜日）までに「7の問合せ先」へ郵送にて送付して下さい。（郵送の場合は、当日消印有効）

7. 問い合わせ先

〒317-0073 茨城県日立市幸町三丁目二番二号
日立サステナブルエナジー株式会社 開発グループ
TEL 0294-55-7808

お問い合わせ先

生活環境部 環境課
所在地/〒962-8601 須賀川市八幡町135
環境保全係
電話番号/ 0248-88-9130 FAX/ 0248-94-4562
環境衛生係
電話番号/ 0248-88-9129 FAX/ 0248-94-4562

ページの先頭へ戻る

須賀川市役所

[プライバシーポリシー](#) [免責事項・著作権](#) [リンクについて](#) [サイトの使い方](#) [サイトの考え方](#) [お問い合わせ](#)

〒962-8601 福島県須賀川市八幡町135番地 電話 0248-75-1111(代表)

【開庁時間】8時30分～17時15分

（※土・日・祝日を除く）/ [フロアマップ](#)

Copyright (C) Sukagawa City. All Rights Reserved.

○インターネットによる「お知らせ」

【電子縦覧・縦覧場所・意見書の提出について】

(日立サステナブルエナジー株式会社 ウェブサイト)



当社からのお知らせ

【当社からのお知らせ】

「(仮称)須賀川・玉川風力発電事業 環境影響評価方法書」

本方法書は、「(仮称)須賀川・玉川風力発電事業に係る環境影響評価の一環として「環境影響評価法」、「発電所アクセス省令」、「電気事業法」に基づき、所要の事項をまとめたものです。

- 【(仮称)須賀川・玉川風力発電事業】表紙・目次
- 【(仮称)須賀川・玉川風力発電事業】第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 【(仮称)須賀川・玉川風力発電事業】第2章 対象事業の目的及び内容
- 【(仮称)須賀川・玉川風力発電事業】第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況(1/3)
- 【(仮称)須賀川・玉川風力発電事業】第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況(2/3)
- 【(仮称)須賀川・玉川風力発電事業】第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況(3/3)
- 【(仮称)須賀川・玉川風力発電事業】第4章 対象事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の手法
- 【(仮称)須賀川・玉川風力発電事業】第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解
- 【(仮称)須賀川・玉川風力発電事業】第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法(1/2)
- 【(仮称)須賀川・玉川風力発電事業】第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法(2/2)
- 【(仮称)須賀川・玉川風力発電事業】第7章 その他環境省令で定める事項(1/2)
- 【(仮称)須賀川・玉川風力発電事業】第7章 その他環境省令で定める事項(2/2)
- 【(仮称)須賀川・玉川風力発電事業】第8章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 【(仮称)須賀川・玉川風力発電事業】資料編(1/2)
- 【(仮称)須賀川・玉川風力発電事業】資料編(2/2)

「(仮称)須賀川・玉川風力発電事業 環境影響評価方法書(要約書)」

- 【(仮称)須賀川・玉川風力発電事業】要約書 表紙・目次
 - 【(仮称)須賀川・玉川風力発電事業】要約書 第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - 【(仮称)須賀川・玉川風力発電事業】要約書 第2章 対象事業の目的及び内容
 - 【(仮称)須賀川・玉川風力発電事業】要約書 第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況
 - 【(仮称)須賀川・玉川風力発電事業】要約書 第4章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法(1/2)
 - 【(仮称)須賀川・玉川風力発電事業】要約書 第4章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法(2/2)
 - 【(仮称)須賀川・玉川風力発電事業】要約書 第5章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- ご意見記入用紙

※上記PDFを快適にご利用いただくために、Internet Explorerでの閲覧を推奨しております。

お問い合わせ >

関連リンク

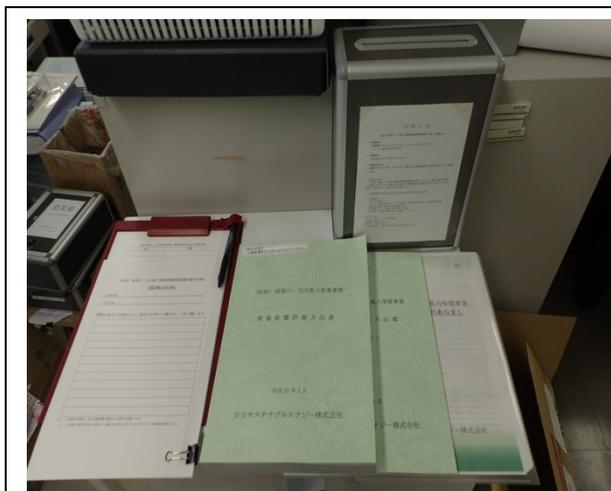
再生可能エネルギー

日立キャピタルグループの再生可能エネルギー事業で、事業計画から運転開始・保守サービスまで、お客さまの事業をフルサポートします。

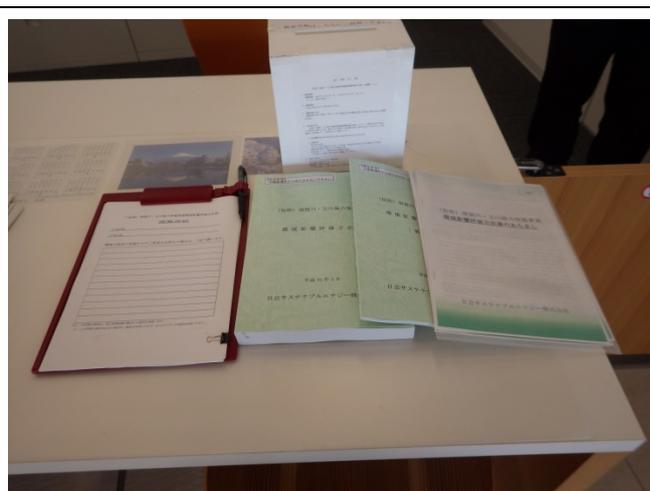
環境活動

日立キャピタルグループの持続可能な社会・環境の実現に向けた活動を紹介します。

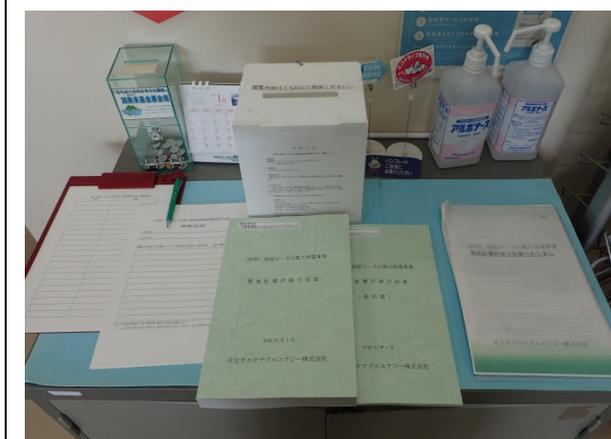
○関係自治体庁舎での縦覧場所の状況



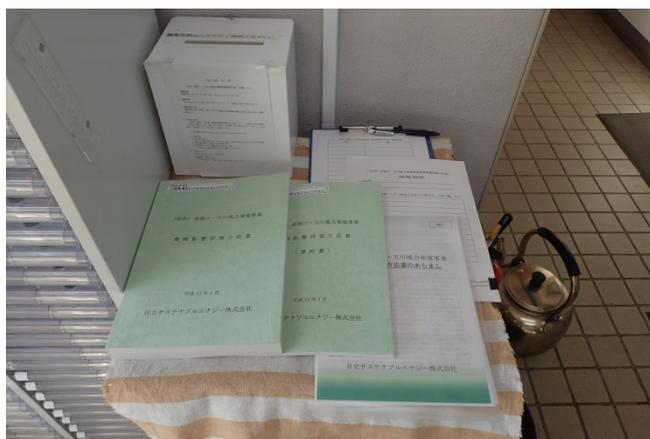
福島県庁環境共生課
(平成 31 年 1 月 23 日撮影)



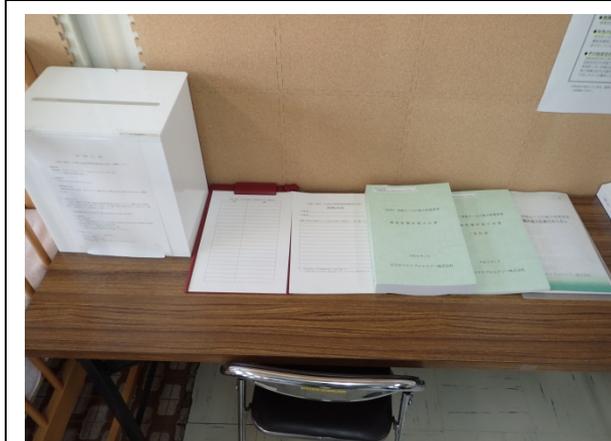
須賀川市役所環境課
(平成 31 年 1 月 23 日撮影)



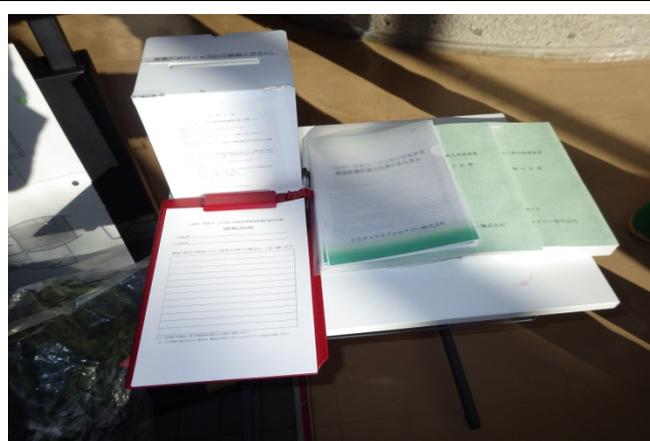
郡山市役所
(平成 31 年 1 月 23 日撮影)



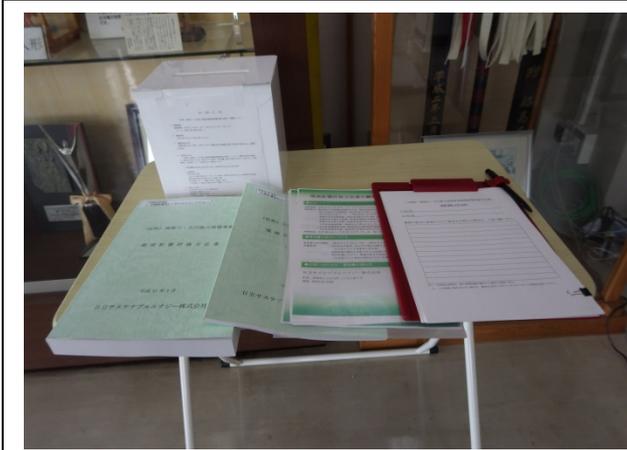
須賀川市小塩江公民館
(平成 31 年 1 月 23 日撮影)



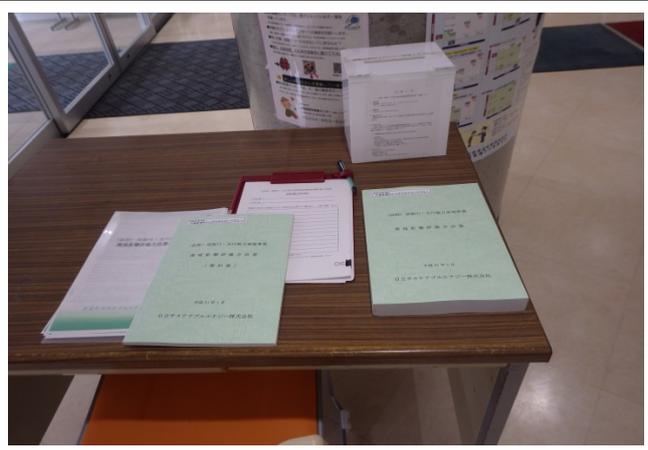
郡山市田村行政センター
(平成 31 年 1 月 23 日撮影)



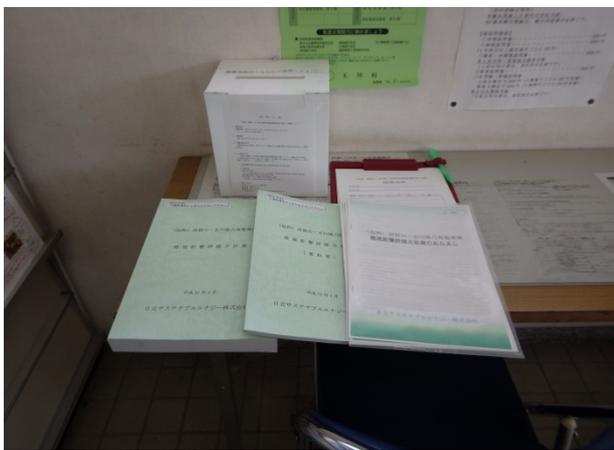
須賀川市大東公民館
(平成 31 年 1 月 23 日撮影)



玉川村役場総務課
(平成 31 年 1 月 23 日撮影)



平田村役場住民課
(平成 31 年 1 月 23 日撮影)



玉川村須釜支所
(平成 31 年 1 月 23 日撮影)

